

障害福祉サービス事業者自主点検表 (令和7年4月版)

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】

事業種類 (選択してください)	☐ 計画相談支援	☐ 地域定着支援	
	☐ 地域移行支援	☐ 障害児相談支援	
事業所番号		指定年月日	
フリガナ			
事業所名称			
事業所所在地	松本市		
電話番号		FAX	
e-mail			
フリガナ			
法人名称			
法人代表者名			
管理者名			
サービス提供管理者 (責任者)の氏名	1		2
主な記入者 職・氏名			
記入年月日	令和 年 月 日		
(運営指導日)	(令和 年 月 日)		

営業日			
営業時間		サービス 提供時間	

契約者数 (内訳)	人						前年度平均利用者数※1						人	
	(計画: 人		児童: 人		地域移行: 人		地域定着: 人)		専門員1名当たりの		平均取り扱い数※2		件	
前年度 利用状況 (月別)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	利用者数													
	相談支援 専門員数													
	開所日数													

※1＝利用者数合計÷開所日数 ※2＝相談支援専門員数合計÷利用者数合計(小数点第2位以下を切上げ)

障害福祉サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害福祉サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。また、「△△の場合、××していますか。」という項目について、必要に応じて、「もし、△△の場合、××しますか。（××するように、事業所内で共有していますか。）」と読み替えてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
なお、これに限らず点検項目に関連する法改正等があった場合は、最新の情報をご確認いただき、読み替えてご利用ください。
- ⑦ 確認書類等欄は、特に一般的な呼称と異なる任意様式を使用している場合に、その様式の名称を記入してください。また、空白の部分はメモ欄としてご利用ください。

※サービス種別の略称

計画・・・計画相談支援事業

障害児・・・障害児相談支援事業

地域移行・・・地域移行支援事業

地域定着・・・地域定着支援

3 問い合わせ先

松本市 健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F

TEL: 0263-34-3287 FAX: 0263-34-3204

e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

4 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

なお、根拠法令等欄に「基準」のみ示されているものは、項目欄に示すサービス種別のものを指します。

略 称		名 称
法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)
施行規則		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日厚生労働省令第19号)
児福法		児童福祉法(昭和22年法律第164号)
児福施行規則		児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生労働省令第11号)
指定 関係	計画基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生 労働省令第28号)
	計画基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30 日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	地域基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生 労働省令第27号)
	地域基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部長通知)
	障害児基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
	障害児基準 解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 について(平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障 害保健福祉部長通知)
	障害者 虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年6月24日法律第79号)
報 酬 関 係	計画報酬告示	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援 に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示125号)
	地域報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省 告示124号)
	留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービス事業及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定 に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第 1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	障害児報酬告示	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基 準(平成24年厚生労働省告示126号)
	留意事項通知 (児童)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の 算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発 第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

指定障害福祉サービス事業所自主点検表 目次

第1 一般原則・基本方針			
項目	内容		市確認欄
1	計画	基本方針	
2	地域移行	基本方針	
3	地域定着	基本方針	
4	障害児	基本方針	
第2 人員に関する基準			市確認欄
5	計画 障害児	従業者	
6	地域移行 地域定着	従業者	
7	共通	管理者	
8	共通	労働条件の明示	
第3 運営に関する基準			市確認欄
9	共通	内容及び手続きの説明及び同意	
10	共通	契約内容の報告	
11	共通	提供拒否の禁止	
12	共通	サービス提供困難時の対応	
13	計画	受給資格の確認	
14	地域移行 地域定着	受給資格の確認	
15	障害児	受給資格の確認	
16	計画 障害児	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	
17	地域移行 地域定着	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	
18	共通	身分を証する書類の携行	
19	共通	計画相談支援給付費の額等の受領	
20	計画 障害児	利用者負担額に係る管理	
21	共通	計画相談支援給付費の額に係る通知	
22	計画 障害児	具体的取扱方針	
23	地域移行	具体的取扱方針	
24	地域定着	具体的取扱方針	
25	計画 障害児	テレビ電話装置等を活用した面接	
26	計画 障害児	サービス等利用計画等の書類の交付	
27	共通	利用者に関する市町村への通知	
28	共通	管理者の責務	
29	共通	運営規程	

30	共通	勤務体制の確保	
31	共通	業務継続計画の策定等	
32	共通	設備及び備品	
33	共通	衛生管理	
34	共通	掲示	
35	共通	秘密保持	
36	計画 障害児	広告	
37	計画 障害児	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	
38	地域移行 地域定着	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	
39	共通	苦情解決	
40	共通	事故発生時の対応	
41	共通	虐待の防止	
42	共通	会計の区分	
43	共通	記録の整備	
44	地域移行 地域定着	連絡調整に対する協力	
45	地域移行 地域定着	心身の状況等の把握	
46	地域移行 地域定着	障害福祉サービス事業者等との連携	
47	地域移行 地域定着	サービス提供の記録	
48	地域移行 地域定着	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲	
49	地域移行	地域移行支援計画の作成	
50	地域移行	地域における生活に移行するための活動に関する支援	
51	地域移行	障害福祉サービスの体験的な利用支援	
52	地域移行	体験的な宿泊支援	
53	地域移行	関係機関との連絡調整	
54	地域移行 地域定着	情報の提供	
55	地域定着	地域定着支援台帳の作成	
56	地域定着	常時の連絡体制の確保	
57	地域定着	緊急の事態における支援	
58	共通	変更の届出	
第5 業務管理体制の整備			市確認欄
59	共通	業務管理体制の整備	
第6 計画相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
60	計画	基本的事項	
61	計画	計画相談支援費	

62	計画	居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算	
63	計画	情報公開未報告減算	
64	計画	業務継続計画未策定減算	
65	計画	虐待防止措置未実施減算	
66	計画	特別地域加算	
67	計画	地域生活支援拠点等機能強化加算	
68	計画	利用者負担上限額管理加算	
69	計画	初回加算	
70	計画	主任相談支援専門員配置加算	
71	計画	入院時情報連携加算	
72	計画	退院・退所加算	
73	計画	居宅介護支援事業所等連携加算	
74	計画	医療・保育・教育機関等連携加算	
75	計画	集中支援加算	
76	計画	サービス担当者会議実施加算	
77	計画	サービス提供時モニタリング加算	
78	計画	行動障害支援体制加算	
79	計画	要医療児者支援体制加算	
80	計画	精神障害者支援体制加算	
81	計画	高次脳機能障害体制加算	
82	計画	ピアサポート体制加算	
83	計画	地域生活支援拠点等相談強化加算	
84	計画	地域体制強化共同支援加算	
85	計画	遠隔地訪問加算	
第7 地域相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
86	地域移行 地域定着	基本的事項	
87	地域移行 地域定着	情報公開未報告減算	
88	地域移行 地域定着	業務継続計画未策定減算	
89	地域移行 地域定着	虐待防止措置未実施減算	
90	地域移行	地域移行支援サービス費	
91	地域移行	地域生活支援拠点等機能強化加算	
92	地域移行	特別地域加算	
93	地域移行	ピアサポート体制加算	
94	地域移行	初回加算	
95	地域移行	集中支援加算	
96	地域移行	退院・退所月加算	

97	地域移行	障害福祉サービスの体験利用加算	
98	地域移行	体験宿泊加算	
99	地域移行	居住支援連携体制加算	
100	地域移行	地域居住支援連携体制強化推進加算	
101	地域定着	地域定着支援サービス費	
102	地域定着	緊急時支援費	
103	地域定着	特別地域加算	
104	地域定着	地域生活支援拠点等機能強化加算	
105	地域定着	ピアサポート体制加算	
106	地域定着	日常生活支援情報提供加算	
107	地域定着	居住支援連携体制加算	
108	地域定着	地域居住支援連携体制強化推進加算	
第8 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
109	障害児	基本的事項	
110	障害児	障害児支援利用援助費	
111	障害児	情報公開未報告減算	
112	障害児	業務継続計画未策定減算	
113	障害児	虐待防止措置未実施減算	
114	障害児	特別地域加算	
115	障害児	地域生活支援拠点等機能強化加算	
116	障害児	利用者負担上限額管理加算	
117	障害児	初回加算	
118	障害児	主任相談支援専門員配置加算	
119	障害児	入院時情報連携加算	
120	障害児	退院・退所加算	
121	障害児	保育・教育機関等連携加算	
122	障害児	医療・保育・教育機関等連携加算	
123	障害児	集中支援加算	
124	障害児	サービス担当者会議実施加算	
125	障害児	サービス提供時モニタリング加算	
126	障害児	行動障害支援体制加算	
127	障害児	要医療児者支援体制加算	
128	障害児	精神障害者支援体制加算	
129	障害児	高次脳機能障害体制加算	
130	障害児	ピアサポート体制加算	
131	障害児	地域生活支援拠点等相談強化加算	
132	障害児	地域体制強化共同支援加算	
133	障害児	遠隔地訪問加算	

第 1 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
1 基本方針 計画	(1) 指定計画相談支援の事業を、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 <法第 5 条第 22、23 項> 指定計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」のこと。 イ 「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。 ロ 「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。	はい いいえ	計画基準 第 2 条	
	(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して指定計画相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(4) 利用者等に提供される福祉サービス等が、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	はい いいえ		
	(5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	はい いいえ		
	(6) 利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。	はい いいえ		
	(7) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ		
	(8) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。	はい いいえ		
	(9) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供するものとの密接な連携に努めていますか。	はい いいえ		
2 基本方針 地域移行	(1) 地域移行支援の事業では、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。 <法第 5 条第 20 項> 地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。	はい いいえ	地域基準 第 2 条	
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域移行支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(3) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ		
	(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し定期的に研修を実施するなどの措置を講じていますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
3 基本方針 地域定着	(1) 指定地域定着支援の事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。 <法第5条第21項> 指定地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。	はい いいえ	地域基準 第39条	
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域定着支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(3) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ		
	(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。	はい いいえ		
4 基本方針 障害児	(1) 指定障害児相談支援の事業を、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。 <児福法第6条の2の2第7～9項> 指定障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」のことをいいます。 イ「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。 ロ「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の動奨を行うことをいいます。	はい いいえ	障害児基準 第2条	
	(2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して指定障害児相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(3) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定障害児相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ		
	(4) 障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	はい いいえ		
	(5) 市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	はい いいえ		
	(6) 障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めていますか。	はい いいえ		
	(7) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ		
	(8) 事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し定期的に研修を実施するなどの措置を講じていますか。	はい いいえ		
	(9) 指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供するものとの密接な連携に努めていますか。	はい いいえ		

第2 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
5 従業者 計画 障害児	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。 ※常勤、非常勤の別を問いません。 ※次の場合は、兼務が認められます。 計画 障害児 計画相談支援業務に支障がない場合において、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。 例) 管理者との兼務、併設する事業所の業務との兼務 等 計画 指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所※1、基幹相談センター又は障害者相談支援事業等※2の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとします。 ※1との兼務については、自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなります。 ※2との兼務については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限りです。 障害児 指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所と業務を兼務する場合については、業務に支障がない場合、認めるものとします。 ※指定自立生活援助事業所、基幹相談センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合についても、計画と同様です。	はい いいえ	基準 第3条 基準解釈通知 第二の1の(1)	
	(2) 相談支援専門員の標準数は、計画相談支援対象障害者等の数(障害児相談支援対象保護者の数)が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 ※相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。 ※「1ヶ月平均」…当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。 ※「利用者の数」の定義は次のとおりです。 計画 指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。 障害児 障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとします。	はい いいえ		
	(3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしていますか。 受講予定(年) <参考> ・「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成24年厚生労働省告示227号) ・「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成24年厚生労働省告示225号) ※令和2年度以降主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。	はい いいえ		
	(4) 計画 利用者が利用する障害福祉サービス事業所(指定自立生活援助事業所を除く)等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。 障害児 障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。 ※中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。 - イ 身近な地域に相談支援事業者がない場合 - ロ 支給の決定又は変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該決定等から概ね3か月以内の場合 - ハ その他市町村がやむを得ないと認める場合	はい いいえ		
	(5) 指定特定相談支援(指定障害児相談支援)事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、相談支援員を置いていますか。 ア 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)の算定要件を満たしていること。 ⇒項目「サービス利用支援費」、機能強化型サービス利用支援費部分及び項目「障害児支援利用援助費」、強化機能型障害児支援利用援助費を参照	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	イ 主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次の①から③のいずれの要件も満たす体制が整備されていること。 ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 ② 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 ③ 全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言 ※当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要しますが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合にはこの限りではありません。 〈相談支援員の要件〉 配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の職務に従事する者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者であることが必要です。 〈相談支援員の兼務〉 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはなりません。が、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所の場合は、指定特定相談支援事業所）、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることができます。 ※その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務となり、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限りします。 ※その他、相談支援員の兼務に係る留意点については、上記1)の相談支援専門員と同様です。			
6 従業者 地域移行 地域定着	(1) 指定一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。 ※指定一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援又は地域定着支援）のいずれも行う事業所のことです。 ※従事者については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはなりません。この場合のサービス提供時間帯とは、従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問いません。ただし、業務に支障がない場合は、他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。なお、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合についても、業務に支障がない場合に認められます。	はい いいえ	地域基準 第3、40条	
	(2) (1)の従事者のうち1人以上は、相談支援専門員を配置していますか。 (3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。 ＜参考＞ 「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 （平成24年厚生労働省告示226号） 受講予定（ 年）	はい いいえ はい いいえ		地域基準 解釈通知 第二の1(1)
7 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 〈管理者の兼務〉 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。 イ 当該事業所の従業者としての業務に従事する場合 ロ 当該事業所以外の他の事業所の管理者または従業者としての業務に従事する場合であって、他の事業所の管理者または従業者としての業務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出動できる場合 ※ 当該事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。 ※ 管理者は、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の従業者である必要はありません。（相談支援専門員でない者を管理者とすることができます。）	はい いいえ	計画基準 第4条 地域基準 第4条、40条 障害児基準 第4条	計画基準 解釈通知 第二の1の(2) 地域基準 解釈通知 第二の1(2) 障害児基準 解釈通知 第二の1の(2)
8 労働条件 の明示	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 イ 労働契約の期間 ロ 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ハ 就業の場所・従事すべき業務の内容 ニ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時間転換に関する事項 ホ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ヘ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） ト 昇給に関する事項 チ 昇給の有無 リ 退職手当の有無 ヌ 賞与の有無、ル 相談窓口 ※パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記のチからルについても文書で明示しなくてはなりません。	はい いいえ	労働基準法 第15条 労働基準法 施行規則 第5条	

第 3 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
9 内容及び 手続きの 説明及び 同意	(1) 重要事項説明書 利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項^(※)を、重要事項説明書、パンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、同意を得ていますか。 (※)重要事項・・・運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 ※利用者の同意は、利用者及び事業所の双方の保護のため、書面によって確認することが望ましいです。 ※重要事項説明書は 2 部作成し、説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の署名または記名押印等を受け、1 部は利用者に交付し、1 部は事業所で保管してください。 (ただし、利用者が同意した場合、電子データ等での提供も可能です。) ※重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に(契約の前に)説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ別に作成、署名等が必要です。 (2) 利用契約書 利用契約をしたときは、社会福祉法第 77 条の規定に基づき、記載すべき内容を記載した書面(利用契約書等)を交付していますか。また、書面を交付する場合は、利用申込者の障害の特性に応じて適切に配慮していますか。 <書面に記載すべき内容> ・事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・事業の経営者が提供するサービスの内容 ・サービスの提供について利用者が支払うべき額に関する事項 ・サービスの提供開始年月日 ・サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※利用者の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することもできます。 ※利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・法人代表者)です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。ただし、契約権限を規程等により委任している場合を除きます。 ※利用契約書は 2 部作成し、それぞれ事業者と利用者が署名又は記名押印し、1 部を利用者に交付し、1 部は事業所が保管してください。 ※契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない(自動更新規定を設けていない)等の指摘が多いため、特に注意して点検してください。 ※契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、該当の法律名等が誤って記載されていないかを点検してください。	はい いいえ はい いいえ	計画基準 第 5 条 地域基準 第 5、45 条 障害児基準 第 5 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(1) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(1) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(1) 社会福祉法 第 77 条第 1 項	
10 契約内容 の報告	(1) 利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 (2) 計画 障害児 利用者または障害児の保護者にサービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 ※モニタリング結果については、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。 イ 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ロ 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ハ モニタリング実施月を設定し直す必要がある場合	はい いいえ はい いいえ	計画基準 第 6 条第 1 項 地域基準 第 6、45 条 障害児基準 第 6 条 計画基準 第 6 条第 2 項 障害児基準 第 6 条第 2 項 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(2)	
11 提供拒否 の禁止	正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいませんか。 <正当な理由> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等 ※特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 計画 障害児 ※行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算(体制整備加算)を算定している事業者においては、算定している各加算に対応した障害児・者(強度行動障害を有する、医療的ケアが必要、精神障害を有する又は高次脳機能障害を有する児・者)からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意してください。	はい いいえ	計画基準 第 7 条 地域基準 第 7、45 条 障害児基準 第 7 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(3) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(3) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(3)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
12 サービス 提供困難 時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい いいえ	計画基準 第 8 条 地域基準 第 9、45 条 障害児基準 第 8 条	
13 受給資格 の確認 計画	(1) サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無及び支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認していますか。	はい いいえ	計画基準 第 9 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(5)	
	(2) 支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ		
14 受給資格 の確認 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認していますか。	はい いいえ	地域基準 第 10、45 条 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(6)	
15 受給資格 の確認 障害児	(1) サービスの提供に当たっては、通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認していますか。	はい いいえ	障害児基準 第 9 条 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(5)	
	(2) 通所支給決定を受けていない障害児の保護者について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ		
16 支給決定 又は地域 相談支援 給付決定 の申請に 係る援助 計画 障害児	支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	基準 第 10 条	
17 支給決定 又は地域 相談支援 給付決定 の申請に 係る援助 地域移行 地域定着	(1) 地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第 11、45 条 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(7)	
	(2) 地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ		
18 身分を 証する書 類の携行	相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能(職名、資格等)の記載を行うことが望ましいです。	はい いいえ	計画基準 第 11 条 地域基準 第 14、45 条 障害児基準 第 11 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(7) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(8) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(7)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
19 計画相談 支援給付 費の額等 の受領	(1) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。	はい いいえ 該当なし	計画基準 第 12 条 地域基準 第 17、45 条 障害児基準 第 12 条	
	(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい いいえ 該当なし		
	※当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、事前に同意を得なければなりません。			
	(3) (1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	はい いいえ 該当なし		
20 利用者負担額に係る管理 計画 障害児	(1) サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。	はい いいえ 該当なし	基準 第 13 条	
	(2) 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	はい いいえ 該当なし		
21 計画相談 支援給付 費の額に係る通知	(1) 法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。	はい いいえ	計画基準 第 14 条 地域基準 第 18、45 条 障害児基準 第 14 条	
	※通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載します。			
	(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。	はい いいえ 該当なし		
22 具体的 取扱方針 計画 障害児	(1) 計画 管理者は、相談支援専門員又は相談支援員に基本相談相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 1 項第 1 号	
	障害児 管理者は、相談支援専門員又は相談支援員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。			
	※相談支援員が業務を行う場合、主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、指導及び助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要があります。また、相談支援員については、本項目の(15)から(19)及び(22)の業務を単独で行うことはできませんが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わることが必要です。			
	(2) 計画 計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。	はい いいえ	基準第 15 条 第 1 項第 2 号 基準解釈通知 第二の 2 の (11)の②	
障害児 障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。				
	障害児 ※障害児相談支援が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児相談支援の提供に当たり、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしてください。			
	(3) 計画相談支援(障害児相談支援)の提供にあたり、利用者等の立場で懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者又は障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 1 項第 3 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の②	
※計画相談支援等は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。				
	(4) 計画 サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮をしつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 2 項第 1 号	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	障害児 障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考 慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえ て作成するよう努めていますか。 計画 ※「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」(平成 29 年 3 月 31 日付け 障発 0331 第 15 号)を踏まえて、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、次の 基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮することが必要です。 イ 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 ロ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選 択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ハ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報 を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 ※相談支援専門員は、利用者の意思決定支援を適切に行うために、都道府県が実施する相談支援専門員 を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースの受講が望ましいです。 障害児 ※当該配慮にあたっては、子ども家庭庁・厚生労働省から示される、「支援におけるこどもの意思の尊重・最善 の利益の優先考慮の手引き」に十分留意しつつ行ってください。 ※相談支援専門員については、上記の配慮等を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を 対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましいです。		計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の③ 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の④	
(5)	サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たり、 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心 身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービ ス等の利用が行われるようにしていますか。 ※相談支援専門員等は、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるよう にすることが必要であり、継続が困難又は必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長してはいけません。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 2 項第 2 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の④	
(6)	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成(又は変更) に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点及びインクルー ジョンの観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、当 該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、 計画上に位置付けるよう努めていますか。 ※利用者(障害児)及びその家族の希望やアセスメントに基づき、保健医療サービス、地域生活支援事業等 の市町村が一般施策として行うサービス、児童の保育所等への移行支援並びに、入所施設や精神科病院 からの地域への移行支援等の取組等の利用も含めて利用計画に位置付けることにより、総合的な計画とな るよう努めてください。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 2 項第 3 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑤ 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑥	
(7)	計画 サービス等利用計画の作成の開始に当たり、利用者等によるサービ スの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又 は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を、 適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 障害児 障害児支援利用計画の作成の開始に当たり、利用者等によるサー ビスの選択に資するよう、当該地域における障害児通所支援事業者等 に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家 族に対して提供していますか。 ※特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求め ることなく、同一の事業主体の福祉サービスのみに基づく計画案を最初から提示するようなことはあってはなりま せん。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 2 項第 4 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑥ 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑦	
(8)	サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たり、 適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれてい る環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する 生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上 で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。 ※アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境 等の評価を通じ、利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、自立した 日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般 についてその状態を十分把握することが重要です。 ※アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者等の課 題を客観的に抽出するための手法として、合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。 そのため、必要に応じて、相談支援専門員が行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支 援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要です。 ※アセスメントの記録は、5 年間保存してください。(基準第 30 条第 2 項)	はい いいえ	基準 第 15 条 第 2 項第 5 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑦ 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑧	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(9) 計画 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。	はい いいえ	計画基準 第 15 条 第 2 項第 6 号	
	(10) アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 ※利用者（障害児）が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要です。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。（ただし、障害児については、必ずその居宅で行わなければなりません。） 計画 ※「居宅等」とは、当該利用者が現に日々の生活拠点としている場所（自宅、グループホーム、入所中の施設、入院中の病院等）を指すものであり、日中活動系の事業所等は含みません。ただし、やむを得ない事情がある場合、「居宅等でアセスメント等が実施できない理由書」を作成し、アセスメントとともに保管してください。（令和 6 年 3 月松福障第 2176 号 通知参照）	はい いいえ	計画基準 第 15 条 第 2 項第 7 号 障害児基準 第 15 条 第 2 項第 6 号	
	(11) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 ※相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。	はい いいえ		
	(12) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）、が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成していますか。 ア 利用者及びその家族の生活に対する意向 イ 総合的な援助の方針 ウ 生活全般の解決すべき課題 エ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 オ 福祉サービス等の種類、内容、量 カ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 キ モニタリング期間に係る提案 等 ※特にモニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければなりません。 ※利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案してください。 ※目標達成時期には、モニタリングの実施により、計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）の評価を行い得るようにすることが重要です。	はい いいえ	計画基準 第 15 条 第 2 項第 8 号 障害児基準 第 15 条 第 2 項第 7 号	基準解釈通知 第二の 2 の(11) の⑩
	(13) 計画 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしていますか。 ※「短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えない」という目安は、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて、機械的な適用を求めるものではありません。 ※利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らして、この目安を超えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、この目安を上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 9 号	計画基準 解釈通知 第二の 2 の (11)の⑪
	(14) 計画 共同生活援助のうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を 3 か月間としていますか。 ※日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く 3 月間としていることに留意してください。 ※適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、あわせて留意してください。	はい いいえ 該当なし	計画基準 解釈通知 第二の 2 の(11) の⑫	
	(15) サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 10 号 障害児基準 第 15 条第 2 項	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※計画書の作成に当たって、位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本です。また、サービス及びその内容についても利用者の希望を尊重して下さい。 ※計画書の内容について説明を行った上で、文書によって利用者（障害児）の同意を得ることで、意向の反映の機会を保障してください。 ※相談支援員がサービス等利用計画書の原書の作成までの業務を担う場合は、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましいです。		第 8 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(11)の⑬ 障害児基準 解釈通知第二の 2 の(11)の⑪	
(16)	サービス等利用計画書または障害児支援利用計画書を作成した際には、当該計画書を遅滞なく利用者等に交付していますか。 ※作成（交付）した計画書は、5 年間保存してください。（基準第 30 条第 2 項）	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 11 号 障害児基準 第 15 条第 2 項 第 9 号 計画基準 解釈通知第二の 2 の(11)の⑭ 障害児基準 解釈通知第二の 2 の(11)の⑫	
(17)	計画 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画書の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議（※）の開催等により、当該サービス等利用計画書の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 （※）「サービス担当者会議」とは、相談支援専門員がサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成のために利用者等及び当該変更を行ったサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な通信機器）等を活用しての開催も可能です。 障害児 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画書の変更を行い、障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画書の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 計画 ※利用者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するために、サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければなりません。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合には、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えありません。 障害児 ※サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましいです。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要です。 ※様々な専門的な見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めてください。 ※相談支援員がサービス等利用計画書の原書の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者等との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましいです。 ※なお、会議等の記録は、5 年間保存してください。（基準第 30 条第 2 項）	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 12 号 障害児基準 第 15 条第 2 項 第 10 号 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(11)の⑮ 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(11)の⑬	
(18)	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画書または障害児支援利用計画書の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 13 号 障害児基準 第 15 条第 2 項 第 11 号	
(19)	サービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画書を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。 ※相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 14 号 障害児基準 第 15 条第 2 項 第 12 号	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等															
	※指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対しサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を交付しなければならないことになっています。福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要です。 ※作成(交付)した計画は、5年間保存してください。(基準第30条第2項)		計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑪ 障害児基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑮																
(20)	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給又は給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。 ※計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うことにより、利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行ってください。 ※利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する各担当者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員障害児は、当該各担当者等と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければなりません。 ※福祉サービス事業所の各担当者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存してください。	はい いいえ	基準 第15条 第3項第1号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑮ 障害児基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑮																
(21)	モニタリングに当たっては、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、障害者支援施設等又は精神科病院(障害児については居宅に限る)を訪問し、利用者等(障害児及び保護者)に面接を行い、その結果を記録していますか。 <施行規則第6条の16> ※モニタリングの期間は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ、イ～ロに定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とします。 ただし、イに掲げる期間については、支給決定又はその変更に係る障害福祉サービスの利用開始から起算して3月を経過するまでの間に限ります。 イ 支給決定又はその変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者…1か月 ロ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれもイに掲げる者を除く)のうち、次に掲げる者…1か月 ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支を行うことが必要である者 ② 単身の世帯に属するため又はその同居家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者 ハ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(イ、ロに掲げる者を除く)のうち、次に掲げるもの…3か月 ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。)を利用する者 ② ①以外の者で、65歳以上の者(居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く) ニ 療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者(イに掲げる者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者もしくは地域定着支援を利用する者(いずれもイ～ハに掲げる者を除く)又は地域移行支援を利用する者(イに掲げる者を除く)…6か月 <table><thead><tr><th>対象者</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>新規利用者</td><td>1月間 ※利用開始から3月のみ</td></tr><tr><td rowspan="5">在宅のサービス・通所支援等</td><td>集中的支援が必要な者</td><td>1月間</td></tr><tr><td>就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助</td><td>3月間</td></tr><tr><td>居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援</td><td>3月間</td></tr><tr><td>生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援</td><td>6月間 ※65歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間</td></tr><tr><td>施設入所等</td><td>6月間</td></tr></tbody></table> ※状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定されます。 ※サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行い、市が通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等(障害児については必ずその居宅)で面接を行い、その結果を記録してください。 ※モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。(基準第30条第2項)	対象者	基準	新規利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	在宅のサービス・通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援	3月間	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 ※65歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間	施設入所等	6月間	はい いいえ	基準 第15条 第3項第2号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑮ 障害児基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑪	
対象者	基準																		
新規利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ																		
在宅のサービス・通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間																	
	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間																	
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援	3月間																	
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 ※65歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間																	
	施設入所等	6月間																	
(22)	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びモニタリング期間の変更に当たっては、(4)から(12)及び(17)から(19)までに規定された一連の業務を行っていますか。 ※利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合を除きます。ただし、この場合も、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。	はい いいえ	基準 第15条 第3項第3号																

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリングごとに検討する必要があります。相談支援事業者としての関わりの頻度を変更する必要があると判断した場合には、サービス等利用計画等又は障害児支援利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者及び保護者等及び市町村と協議し、必要な手続きを取ってください。			
	(23) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設(障害児支援施設)等への入所又は入院を希望する場合に、障害者支援施設(障害児支援施設)等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 3 項第 4 号	
	※上記の場合においても、利用者の心身の状況や生活環境の調整等により住み慣れた地域で再び暮らすことができるよう、障害者支援施設等の地域移行等確認担当者等と利用開始当初からの地域移行に向けた調整に努めてください。			
	(24) 計画 障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 障害児 障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	はい いいえ	基準 第 15 条 第 3 項第 5 号	
	(25) 障害児 障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	はい いいえ	障害児基準 第 15 条 第 3 項第 6 号	
23 具体的 取扱方針 地域移行	(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	地域基準 第 19 条	
	(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ	地域基準 解釈通知 第二の 2 の(13)	
	(3) 事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	はい いいえ		
	(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。ー詳細は項目 22(4)を参照	はい いいえ		
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ		
	※地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。			
24 具体的 取扱方針 地域定着	(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	地域基準 第 41 条	
	(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ	地域基準 解釈通知 第三の 2 の(1)	
	(3) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。	はい いいえ		
	(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。ー詳細は項目 22(4)を参照	はい いいえ		
	(5) サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ		
25 テレビ電話 装置等を活用した面接 計画 障害児	利用者(障害児)に対するアセスメント及びモニタリングについて、離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する利用者について、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接を行っていますか。	はい いいえ 該当なし	基準 第 15 条の 2 基準解釈通知 第二の 2 の(12)	
	※利用者に対するアセスメント及びモニタリングについては、利用者の居宅等(障害児については必ず居宅、以下同様)に訪問して面接することとされていますが、離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する利用者については、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接が可能です。 ※以下の要件をいずれも満たす者であることが必要です。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	ア 利用者(障害児)が特別地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 ※「一定の距離」とは、事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離です。 ※当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。 イ テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行うとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。 ※アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、利用者等に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、利用者等が訪問による面接を希望する場合は、極力、訪問により面接するよう努めてください。			
26 サービス等利用計画等の書類の交付 計画 障害児	利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい いいえ	基準 第16条 計画基準 解釈通知 第二の2の(13)	
27 利用者に関する市町村への通知	利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい いいえ 該当なし	計画基準 第17条 地域基準 第25、45条 障害児基準 第17条	
28 管理者の責務	(1) 管理者は、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、相談支援専門員その他従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第18条 地域基準 第26、45条 障害児基準 第18条	
	(2) 管理者は、従業者に「第4運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ		
29 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能等) ※イ「従業者」 相談支援専門員、相談支援員又は地域移行(定着)支援従事者その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。業務負担軽減等の観点から置くべきとされている因数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合も同様) ※エ「サービスの提供方法及び内容」 サービス内容及び利用者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、法定代理受領を行わない場合の相談支援給付費のほか、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 ※オ「通常の事業の実施地域」 客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※カ「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」 事業者は障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。 ※キ「虐待の防止のための措置に関する事項」 具体的には下記の事項です。 ① 虐待の防止に関する担当者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) ⑤ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること ※ク「その他運営に関する重要事項」 市町村により地域生活支援拠点等(法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられている場合は、その旨を明記してください。	はい いいえ	計画基準 第19条 地域基準 第27、45条 障害児基準 第19条 計画基準 解釈通知 第二の2の(16) 地域基準 解釈通知 第二の2の(21) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(16)	
30 勤務体制の確保	(1) 事業者は、利用者等に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい いいえ	計画基準 第20条 地域基準 第28、45条 障害児基準 第20条 計画基準 解釈通知	
	※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしてください。 (2) 計画 障害児 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に相談支援の業務を担当させていますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等						
	地域移行地域定着 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の地域移行（定着）支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。 ※当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 計画障害児 ※相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 地域移行地域定着 ※障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行（定着）支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。		第二の2の(17) 地域基準 解釈通知 第二の2の(22) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(17)							
	(3) 地域移行地域定着 サービスに係る業務の一部を他の地域移行（定着）支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	はい いいえ	地域基準 第28、45条							
	(4) 事業者は、相談支援専門員（地域移行（定着）支援従事者）の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。 ＜下記に、研修（研修を兼ねた会議を含む）の回数・内容を記入してください。＞ <table><tr><th>前年度</th><th>当年度</th><th>研修・会議の主な内容</th></tr><tr><td>回</td><td>回</td><td></td></tr></table> ※研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。 ※事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。 ※研修・会議は、後日内容を確認し、活用することができるよう、記録や資料を残してください。	前年度	当年度	研修・会議の主な内容	回	回		はい いいえ	計画基準 第20条 地域基準 第28、45条 障害児基準 第20条 計画基準 解釈通知 第二の2の(17) ③ 地域基準 解釈通知 第二の2の(22) ④ 障害児基準 解釈通知 第二の2の(17) ③	
前年度	当年度	研修・会議の主な内容								
回	回									
	(5) 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ＜参考＞パワーハラスメント指針 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条1項 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項 ※セクシャルハラスメントについては、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ※事業所が講ずべき取組については次のとおりです。 イ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及びそれを行ってはならない旨等の方針を作成し、従業員へ周知・啓発することが必要です。 ロ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員へ周知することが必要です。 ※利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取り組みの例は次のとおりです。 イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ロ 被害者への配慮のための取組（身心の不調への相談対応等） ハ 被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）	はい いいえ	計画基準 第20条 地域基準 第28、45条 障害児基準 第20条 計画基準 解釈通知 第二の2の(17) ④ 地域基準 解釈通知 第二の2の(22) ⑤ 障害児基準 解釈通知 第二の2の(17) ④							
31 業務継続 計画の 策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 【経過措置の終了】令和6年4月1日義務化 ※令和7年4月1日から、減算が適用されます。⇒項目「業務継続計画未策定減算」参照 ※業務継続計画には、「障害福祉サービス事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」、「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（いずれも令和2年12月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）を参照し、以下の項目等を記載してください。 イ 感染症に係る業務継続計画 (一) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） (二) 初動対応 (三) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 (一) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） (二) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）	はい いいえ	計画基準 第20条の2 地域基準 第28条の2、 45条 障害児基準 第20条の2 計画基準 解釈通知 第二の2の(18) 地域基準 解釈通知 第二の2の(23)							

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(三) 他施設及び地域との連携		障害児基準 解釈通知 第二の2の(18)	
	(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	はい いいえ		
	※訓練及び研修について ・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも可能です。 ・訓練は、実施方法は問いませんが、机上及び実地で行うものを適切に組み合わせください。 ・感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練(シミュレーション)の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。			
32 設備及び 備品	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第21条 地域基準 第29、45条 障害児基準 第21条 計画基準 解釈通知 第二の2の(19) 地域基準 解釈通知 第二の2の(24) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(19)	
	(1) 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	はい いいえ		
	※他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。			
	(2) 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。	はい いいえ		
33 衛生管理	※専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。ただし、事務室が区別されていない場合は特に、利用者等に関する情報が漏れることがないよう厳重に対応してください。			
	(3) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。	はい いいえ		
	※相談のためのスペースは、利用者が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえないようにするなど、利用者等が利用しやすい構造にしてください。			
	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第22条 地域基準第 30、45条 障害児基準 第22条 労働安全衛生 法第66条 計画基準 解釈通知 第二の2の(20) 地域基準 解釈通知 第二の2の(25) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(20)	
	※常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。			
	(2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい いいえ		
	※従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じてください。 ※手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。			
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	はい いいえ		
	ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。			
	イ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ウ 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。			
	【経過措置の終了】令和6年4月1日義務化 【具体的な感染症対策等について】 ※詳細は、厚生労働省のHPIに記載の、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引」(令和4年3月MS&ADインタースク総研稿)を参照してください。 ※専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めてください。 ※感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。また、委員会の実施記録(開催日時、内容、参加者等を記載)を残してください。 ※感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。(平常時の対策としては、衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。) ※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 ※事業所が定期的な(年1回以上)の教育(研修)を開催するとともに、従業員の新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施記録(開催日時、内容、参加者等を記載)を残してください。 ※実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策を基とした支援の演習等を実施してください。 ※感染症対策の知識を有する者について、外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ※必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ※特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症等については、各発生防止等に関する通知に基づき、適切な措置を講じてください。 ※空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。(施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。)			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
34 掲示	(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所です。 ※重要事項を記載したファイル等を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。 ※従業者の勤務体制は、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 [計画] [障害児] ※体制整備加算(後述)を算定する場合は、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示してください。	はい いいえ	計画基準 第 23 条 地域基準 第 31、45 条 障害児基準 第 23 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(21) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(26) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(21)	
	(2) (1)の重要事項の公表に努めていますか。 [計画] [障害児] ※公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。 ※体制整備加算(後述)に関する事項については、掲示だけでなく公表もしてください。	はい いいえ		
35 秘密保持	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等を徴するなど措置を講じてください。	はい いいえ	計画基準 第 24 条 地域基準 第 32、45 条 障害児基準 第 24 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の(22) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(27) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(22)	
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※従業者でなくなった後(退職後)においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば 違約金について定める等の措置を講じてください。	はい いいえ		
	(3) サービス担当会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書(個人情報提供同意書)により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りず、 ※個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。 ※法 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会(自立支援協議会)において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合の個人情報の取り扱いについても同様です。	はい いいえ		
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「個人情報の保護に関する法律のガイドライン(平成 31 年 1 月一部改正個人情報保護委員会)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい いいえ		
36 広告 [計画] [障害児]	(1) 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	はい いいえ	基準 第 25 条	
	(2) 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 情報公表に係る報告がされていない場合は、令和 6 年 4 月 1 日より減算となります。 ⇒詳細は、項目「情報公開未報告減算」を参照 ※障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービスに係る情報公表制度が平成 30 年 4 月より義務化されました。 ※新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から 2 か月以内に報告してください。 ※報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告してください。	はい いいえ	障法 第 76 条の 3	
37 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 [計画] [障害児]	(1) 事業者及び管理者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員及び相談支援員に対して特定の福祉サービス事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 ※指示等の例:事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービス事業者によるサービスのみを位置付けるように指示すること 等	はい いいえ	基準 第 26 条 基準 解釈通知 第二の 2 の(23)	
	(2) 相談支援専門員は、利用者等に対し、特定の福祉サービス事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 ※(1)、(2)のような行為は、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上、他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることとなります。	はい いいえ		
	(3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス事業者から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等											
38 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 地域移行 地域定着	(1) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい いいえ	地域基準 第 34、45 条												
	(2) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい いいえ													
39 苦情解決	(1) 提供したサービス又は計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ＜下記に体制を記入してください。＞ <table><tr><th>【苦情受付体制】</th><th>職名</th><th>氏名</th></tr><tr><td>苦情受付担当者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第三者委員</td><td></td><td></td></tr></table> ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 イ 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ロ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理のために講ずる措置の概要について明らかにする。 ハ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書）に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ニ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	【苦情受付体制】	職名	氏名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員			はい いいえ	計画基準 第 27 条 地域基準 第 35、45 条 障害児基準 第 27 条 計画基準 解釈通知 第二の 3 の(24) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の(29) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(24)
	【苦情受付体制】	職名	氏名												
	苦情受付担当者														
苦情解決責任者															
第三者委員															
(2) 苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 ＜参考＞ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 （平成 12 年 6 月 7 日厚生省通知・平成 29 年 3 月 7 日最終改正） ※苦情を受けた際の対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。 ※当該記録は、5 年間保存してください。（基準第 30 条第 2 項の規定）	はい いいえ														
(3) 市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。 ア 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査（運営指導等）に応じていますか。また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。 イ 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問（運営指導等）に応じていますか。 ウ 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項又は法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。 エ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。 オ 市町村長等から求めがあった場合に、アからエの改善内容を報告していますか。 カ 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。	はい いいえ														
40 事故発生時の対応	(1) 事業者は、サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村に報告し、利用者（当事者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	はい いいえ	計画基準 第 28 条 地域基準 第 36、45 条 障害児基準 第 28 条 計画基準 解釈通知												

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい いいえ	第二の2の(25) 地域基準 解釈通知 第二の2の(30) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(25)	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	はい いいえ		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ＜参考＞ 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)	はい いいえ		
41 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のアからウの措置を講じていますか。 ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 【経過措置の終了】令和4年4月1日から職務化 令和6年4月1日より減算適用⇒項目「虐待防止措置未実施減算」を参照 ※虐待防止委員会の役割は、下記の3つがあります。 ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) ※構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の虐待防止担当者(必置)を定めてください。 ※虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族のほか、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。(外部の第三者や専門家の活用に努めてください。) ※虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会の検討結果を従業者に周知徹底してください。 ※虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要です。なお、事業所ごとでなく法人単位での設置も可能ですので、事業所の規模に合わせて対応を検討してください。 ※虐待防止のための対策について、具体的には、次のような対応が想定されます。 - イ 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 - ロ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。 - ハ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 - ニ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 - ホ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 - ヘ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 - ト 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※なお、対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。 ※事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 - イ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 - ロ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 - ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 - ニ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 - ホ 虐待発生時の対応に関する基本方針 - ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 - ト その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、従業員の新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。 ※虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置してください。 ※管理者および担当者は、県や市町村等が行う、市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修に参加することが望ましいです。	はい いいえ	計画基準 第28条の2 地域基準 第36条の2、45条 障害児基準 第28条の2 計画基準 解釈通知 第二の2の(26) 地域基準 解釈通知 第二の2の(31) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(26)	
42 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい いいえ	計画基準 第29条 地域基準 第37、45条 障害児基準 第29条	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
43 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備していますか。また記録について、サービスを提供した日から少なくとも5年以上保存していますか。 計画 障害児 ア 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 イ 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ① サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ② アセスメントの記録 ③ サービス担当者会議等の記録 ④ モニタリングの結果の記録 ウ 市町村への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 地域移行 地域定着 ア 提供した地域移行(定着)支援に係る必要な事項の提供の記録 イ サービス等利用計画 ウ 市町村への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい いいえ はい いいえ	計画基準 第30条 地域基準 第38、45条 障害児基準 第30条	
44 連絡調整に対する協力 地域移行 地域定着	サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 ※市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。	はい いいえ	地域基準 第8、45条 地域基準 解釈通知 第二の2の(4)	
45 心身の状況等の把握 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい いいえ	地域基準 第12、45条	
46 障害福祉サービス事業者等との連携 地域移行 地域定着	(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ はい いいえ	地域基準 第13、45条	
47 サービス提供の記録 地域移行 地域定着	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。 ※利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、後日一括して記録するものではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものです。 (2) 前項(1)のサービス提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ※サービスの提供をしたことに対する利用者からの確認は、サービスの具体的内容を記録してある個人ごとのサービス提供記録に署名又は押印等の方法により受けてください。請求に係る「サービス提供実績記録票」による確認のみではサービス内容が具体的に確認できません。	はい いいえ はい いいえ	地域基準 第15、45条 地域基準 解釈通知 第二の2の(9)	
48 利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲 地域移行	(1) 事業者が利用者に対して金銭の支払いを求める場合、その用途が直接利用者の便益を向上させるもので、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 ※曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。 ※次の要件を満たす場合、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。 イ サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ロ 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	はい いいえ	地域基準 第16、45条 地域基準 解釈通知 第二の2の(10)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
地域移行	(2) 利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っていますか。 ※利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。	はい いいえ		
	(3) サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、各担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。	はい いいえ		
51 障害福祉サービスの 体験的な 利用支援 地域移行	障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。 また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。	はい いいえ	地域基準 第22条 地域基準 解釈通知 第二の2の(16)	
52 体験的な 宿泊支援 地域移行	(1) 体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 ア 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 イ 衛生的に管理されている場所であること。 ※体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。 ※体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。	はい いいえ	地域基準 第23条 地域基準 解釈通知 第二の2の(17)	
	(2) 体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。	はい いいえ		
53 関係機関 との連絡 調整 地域移行	サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。 ※住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。	はい いいえ	地域基準 第24条 地域基準 解釈通知 第二の2の(18)	
54 情報の提供 地域移行	(1) 利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	はい いいえ	地域基準 第33、45条	
地域定着	(2) 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいけませんか。	はい いいえ	法第76条の3	
	(3) 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 情報公表に係る報告がされていない場合は、令和6年4月1日より減算となります。 ⇒詳細は、項目「情報公開未報告減算」を参照 ※障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月より義務化されました。 ※新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から2か月以内に報告してください。 ※報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告してください。	はい いいえ		
55 地域定着 支援台帳 の作成 地域定着	(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。	はい いいえ	地域基準 第42条 地域基準 解釈通知 第三の2の(2)	
	(2) 地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。 ※アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければなりません。	はい いいえ		
	(3) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得たうえで、利用者に面接をして行っていますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(4) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行いますか。 ※地域定着支援台帳の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 ※常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて行う地域定着支援台帳の変更に当たっては、(2)から(3)までの手順を準用してください。	はい いいえ		
56 常時の 連絡体制 の確保 地域定着	(1) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。 ※「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。 (2) 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。 ※利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。	はい いいえ はい いいえ	地域基準 第 43 条 地域基準 解釈通知 第三の 2 の(3)	
57 緊急の事態 における 支援 地域定着	(1) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。 (2) (1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。 ※一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。 (3) 一時的な滞在による支援について、次のア及びイの要件を満たす場所において行っていますか。 ア 利用者が一時的な滞在进行のために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 イ 衛生的に管理されている場所であること。 (4) 一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。	はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ	地域基準 第 44 条 地域基準 解釈通知 第三の 2 の(4)	
58 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、10 日以内に市長(障がい福祉課)に届け出ていますか。 ※松本市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧表」の項目に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 ※介護給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月 15 日までに届出が必要です。 ※事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長(障がい福祉課又はこども福祉課)に届け出てください。	はい いいえ	法 第 51 条の 25 第 1 項 児福法 第 24 条の 32 第 1 項 留意事項通知 留意事項通知 (児童)	

第 4 業務管理体制の整備

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等																																					
59 業務管理体制の整備等	(1) 事業所を設置する事業者ごとに業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。また、届出事項に変更のあった場合、変更の届出を行っていますか。 ＜届出している事項を記入してください＞ 届出年月日： 年 月 日 法令遵守責任者の職名・氏名： 届出先：〔 松本市 ・ 長野県 ・ 厚労省 ・ その他（ ）〕 ＜事業所等の数によって届出の内容が異なります。＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所等の数</th><th>20 未満</th><th>20～99</th><th>100 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr> <tr> <td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>業務執行状況監査の方法の概要</td></tr> </tbody> </table> ① 法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者） 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 ② 法令遵守規程 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した マニュアル） ③ 業務執行状況の監査方法 - 監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 - 監査は年 1 回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 ＜指定事業所等の所在地によって届出先が異なります。＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事業所の区分</th><th>届出先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td><td>指定事業所等が 2 つ以上の都道府県にある場合 例：松本市以外に新潟県にも事業所がある。</td><td>厚生労働省</td></tr> <tr> <td>指定事業所等がすべて松本市内にある場合</td><td>松本市</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td><td>ア 障害者総合支援法に基づく事業者等</td><td>障がい福祉課</td></tr> <tr> <td>イ 児童福祉法に基づく事業者等</td><td>こども福祉課</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>指定事業所等が県内の複数の市町村にある場合 例：松本市以外に上田市にも事業所がある。</td><td>長野県</td></tr> </tbody> </table>	事業所等の数	20 未満	20～99	100 以上	業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備	届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要			業務執行状況監査の方法の概要		事業所の区分	届出先	(1)	指定事業所等が 2 つ以上の都道府県にある場合 例：松本市以外に新潟県にも事業所がある。	厚生労働省	指定事業所等がすべて松本市内にある場合	松本市	(2)	ア 障害者総合支援法に基づく事業者等	障がい福祉課	イ 児童福祉法に基づく事業者等	こども福祉課	(3)	指定事業所等が県内の複数の市町村にある場合 例：松本市以外に上田市にも事業所がある。	長野県	はい いいえ	法第 51 条の 2	
事業所等の数	20 未満	20～99	100 以上																																						
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任																																						
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備																																						
届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名																																						
		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要																																						
			業務執行状況監査の方法の概要																																						
	事業所の区分	届出先																																							
(1)	指定事業所等が 2 つ以上の都道府県にある場合 例：松本市以外に新潟県にも事業所がある。	厚生労働省																																							
	指定事業所等がすべて松本市内にある場合	松本市																																							
(2)	ア 障害者総合支援法に基づく事業者等	障がい福祉課																																							
	イ 児童福祉法に基づく事業者等	こども福祉課																																							
(3)	指定事業所等が県内の複数の市町村にある場合 例：松本市以外に上田市にも事業所がある。	長野県																																							
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。	はい いいえ																																							
	(3) 法令等遵守の具体的な取り組みを行っていますか。 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 エ 業務管理体制についての研修を実施している。 オ 法令遵守規程を整備している。 カ その他（ ）	はい いいえ																																							
	(4) 法令等遵守に係る評価・改善等の取り組みを行っていますか。	はい いいえ																																							

第 5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
60 基本的 事項 計画	(1) 費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示 125 号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	はい いいえ	計画報酬告示 第 1 号	
	(2) 費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示 539 号の「厚生労働大臣が定める単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい いいえ		
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ	計画報酬告示 第 2 号	
61 計画相談 支援費 計画	(1) 計画相談基準に定める、次の基準の全てを満たした場合に、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定していますか。 ①サービス利用支援費 ア サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(計画基準第 15 条第 2 項第 7 号) イ サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第 10 号及び第 13 号) ウ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第 11 号及び第 14 号) エ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第 12 号) ②継続サービス利用支援費 オ 利用者の居宅等への訪問による利用者及び障害児の保護者への面接等(同条第 3 項 2 号) カ サービス等利用計画の変更について上記①の A から E までに準じた手続きの実施	はい いいえ	計画報酬告示 別表の 1 注 1 から 5 留意事項通知 第 4 の 1	
	(2) 【(継続)サービス利用支援費】 利用者に対して、サービス利用支援を行った場合は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により 1 月につき所定単位数を算定していますか。 ア (継続)サービス利用支援費(Ⅰ) 指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数 ^(※1) を当該事業所の相談支援専門員の員数 ^(※2) で除して得た数(以下、「取扱件数」という。)の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 (※1)当該事業所における計画相談支援対象障害者等の数は、1 月の当該事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下、「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。) (※2)当該事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定)の員数は前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下、「相談支援専門員の平均員数」という。) イ (継続)サービス利用支援費(Ⅱ) 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。	はい いいえ 該当なし		
	※取扱件数の取扱いについて 取扱件数が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となります。 ※サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目(相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合)にあつては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)以降の件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てます。なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者⇒指定障害児相談支援事業所の利用者のそれぞれ契約日が新しいものから順に割り当ててください。 ※継続サービス利用支援費の算定月の取り扱いについて モニタリング期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定し、対象者が不在であるなどにより当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であつて、市がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用費(機能強化型も同様)を算定できます。			
	(3) 【機能強化型(継続)サービス利用支援費】 計画基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 180 号)における要件を満たし基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所は、利用者の数を相談支援専門員で除して得た数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定していますか。 ☐ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ) ☐ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅱ) ☐ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ) ☐ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅳ)	はい いいえ 該当なし		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																																								
	機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定する場合、次のア又はイの事業所は、それぞれの支援費を算定するために、次の表に掲げる要件に該当することが必要です。 ア 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う 指定特定相談支援事業所 （※複数事業所が協同により体制を確保する場合） イ 上記ア以外の指定特定相談支援事業所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(3)の付則番号</th><th colspan="2">機能強化型（継続）サービス利用支援費（イ）</th><th colspan="2">機能強化型（継続）サービス利用支援費（ロ）</th><th colspan="2">機能強化型（継続）サービス利用支援費（ハ）</th><th colspan="2">機能強化型（継続）サービス利用支援費（ニ）</th></tr> <tr> <th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>2</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>3</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>4</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>5</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>6</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>10</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 【基本的取扱方針】 本報酬については、以下の基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図るよう留意してください。 また、次のいずれの状態も、強く望まれます。 ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること ・協議会と連携や参画していること ※複数事業所が協同により体制を確保する場合 利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、要件を満たすことを可能とするものです。	(3)の付則番号	機能強化型（継続）サービス利用支援費（イ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ロ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ハ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ニ）		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1	●	●	●	●	●	●	●	●	2	●	●	●	●	●	●	●	●	3	●	●	●	●	●	●	●	●	4	●	●	●	●	●	●	●	●	5	●	●	●	●	●	●	●	●	6	●	●							7			●	●					8					●	●			9							●	●	10	●		●		●		●		11	●		●		●		●		12	●		●		●		●		13	●	●	●	●					14	●	●	●	●	●	●			15	●	●	●	●	●	●					
(3)の付則番号	機能強化型（継続）サービス利用支援費（イ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ロ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ハ）		機能強化型（継続）サービス利用支援費（ニ）																																																																																																																																																					
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																																				
1	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
2	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
3	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
4	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
5	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
6	●	●																																																																																																																																																										
7			●	●																																																																																																																																																								
8					●	●																																																																																																																																																						
9							●	●																																																																																																																																																				
10	●		●		●		●																																																																																																																																																					
11	●		●		●		●																																																																																																																																																					
12	●		●		●		●																																																																																																																																																					
13	●	●	●	●																																																																																																																																																								
14	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																						
15	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																						
-1	【留意事項伝達会議】 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。 ※以下のアからウの要件をいずれも満たすものでなければなりません。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものです。 ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めてください。 a 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 b 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針 c 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 d 保健医療及び福祉に関する諸制度 e アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 f 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 g その他必要な事項 イ 議事については、記録を作成し、5 年間保存しなければなりません。 ウ 「定期的」とは、概ね週 1 回以上の頻度です。 ※なお、一体的に管理運営を行う事業所であって原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えありません。	はい いいえ																																																																																																																																																										
-2	【現任研修修了者同行による研修】 指定特定相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 ※現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行ってください。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えありません。 ※一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要があります。	はい いいえ																																																																																																																																																										
-3	【支援困難ケースの受入】 基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。	はい いいえ																																																																																																																																																										

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければなりません。			
-4	【事例検討会への参加】 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所または協議会が実施する事例検討会等に参加していますか。	はい いいえ		
-5	【取扱件数】 それぞれ取扱件数が 40 未満となっていますか。 ※取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6 月の平均値で除して得た数とします。 ※当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとします。	はい いいえ		
-6	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※3 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-7	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※2 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 2 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-8	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※1 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-9	【人員配置要件】 専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が常勤かつ相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-10	【人員配置要件】（複数事業所の協同体制の場合） 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していますか。	はい いいえ		
-11	【体制要件】（複数事業所の協同体制の場合） 複数事業所が協同により体制を確保している事業所の場合、以下の要件をいずれも満たしていますか。 ア 協同体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 イ 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。 ウ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等（テレビ電話装置等）を活用して行うことができる。）を月 2 回以上共同して実施していること。	はい いいえ		
-12	【事業所要件】（複数事業所の協同体制の場合） 次に掲げるうち、いずれかの要件を満たしていますか。 ☐ ア 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていること。 ☐ イ 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 ※一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限ります。 ※「拠点関係機関との連携体制を確保する」とは、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることです。 ※「協議会に定期的に参画している」とは、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	の報告等を行っていることです。 【経過措置】 令和9年3月31日までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、上記の拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる。 なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ってください。			
	-13 【24時間の連絡体制】 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 ※営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があります。なお、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。	はい いいえ		
	-14 【協議会への参画】 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していますか。 ※具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行ってください。	はい いいえ		
	-15 【基幹相談支援センターによる取組への参画】 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していますか。 ※具体的には、次にあげるような、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力してください。 【基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組】 （平成18年8月1日 厚生労働省通知 障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1-3「相談支援事業実施要領の」3の(1)のイのイ） ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談支援機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 【経過措置】 令和9年3月31日までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとされています。なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定特定相談支援事業所等が想定されています。	はい いいえ		
	(4) 【離島等における特例】 特別地域に所在する事業所について、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合に、当該必要性について市が認めた場合は、県及び市と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めていますか。 ※特別地域に所在する事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例が規定されています。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めることが必要です。 ※一体的に管理運営する事業所の範囲 一体的に管理運営する事業所で機能強化型サービス利用支援費を算定する場合、特例の対象となる事業所については、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は同一都道府県内となります。 ※現任研修修了者の配置要件 人員配置要件として、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる事業所については、当該事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りる。 具体的には、現任研修修了者が定期的に当該事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいです。	はい いいえ		
	(5) 障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。 ※特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行う場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。	はい いいえ		
	(6) 同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。 ※計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定してください。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方が算定できます。(強化型も同様)			
62 居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算 計画	(1) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) 相談支援専門員又は相談支援員が、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、規定単位数を所定単位数から減算していますか。 (2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 相談支援専門員又は相談支援員が、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、規定単位数を所定単位数から減算していますか。 (3) 介護予防支援費重複減算 相談支援専門員又は相談支援員が、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、1月につき20単位を所定単位数から減算していますか。	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示別表の1の注6 留意事項第4の1(7)	
63 情報公開未報告減算 計画	情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の5を減算していますか。 【減算の適用要件について】⇒項目「広告」の2を参照 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※災害等、報告できないやむを得ない事情がある場合は除きます。	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示別表の1の注9 留意事項通知第二1(12)	
64 業務継続計画未策定減算 計画	業務継続計画について、感染症及び災害のいずれか又は両方が未策定の場合若しくは必要な措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1を減算していますか。 業務継続計画(感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画)を策定し、計画に基づいた必要な体制の整備、措置を講じていない場合に、減算となります。 ⇒詳細は、項目「業務継続に向けた取り組みの強化」を参照 ※なお、義務化となった措置のうち、策定した計画の周知、研修・訓練の実施及び敵機能的計画の見直しについては、未実施減算の算定要件ではありません。	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示別表の1の注10 留意事項通知第二1(13)	
65 虐待防止措置未実施減算 計画	障害者虐待防止措置を未実施の場合、所定単位数の100分の1を減算していますか。 ※適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければなりません。⇒詳細は、項目「虐待の防止」を参照 【減算の適用要件】 次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指します。 (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に(1年に1回以上)開催していない場合 ※当該委員会は、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することも可能です。 ※身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認められることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとなして差し支えありません。 ※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月(令和5年12月一部改正)個人情報保護委員会)等を遵守してください。 (二) 虐待の防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合 (三) 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示別表の1の注11 留意事項通知第二1(15)	
66 特別地域加算 計画	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(以下「特別地域」という。)に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※対象者は受給者証にその旨が記載されます。 ※特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	算定あり 算定なし	計画報酬告示別表の1の注12 留意事項通知第4の2	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
67 地域生活 支援拠点 等機能 強化加算 計画	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算していますか。 (一)加算対象となる事業所 次のア又はイに該当する事業所で、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で 1 以上配置されている事業所(拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。)が対象となります。 ア 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を一体的に運営している。 イ 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。 (二)拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができます。 ※拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について(令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参照してください。 (三)算定に当たっての留意事項 ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター 1 人当たり、1 月につき 100 回を上限として算定します。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておいてください。 イ 拠点機能強化事業所は、1 月に 1 回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有してください。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照してください。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の 1 の注 13 留意事項通知 第 4 の 3	
68 利用者負担 上限額管理 加算 計画	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の 2 の注 留意事項通知 第 4 の 4	
69 初回加算 計画	(1) 新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準^(※)に適合する場合は 1 月につき所定単位数を加算していますか。 (※)厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 新規にサービス等利用計画を作成する場合 ロ 利用者が障害福祉サービス等を利用する月の前 6 か月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 ※指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれます。 (2) 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が 3 月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以後に、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に 300 単位に当該面接をした月の数(3 を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。 ※初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算できません。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の 3 の注 1,2 平 27 厚労告 180・二 留意事項通知 第 4 の 5	
70 主任 相談支援 専門員 配置加算 計画	(1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 □ 加算(Ⅰ) 300 単位 (2)-1 事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所となっていますか。⇒いいえの場合は、加算(Ⅰ)を算定できません。 (2)-2 主任相談支援専門員が行うべき事項 次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されています	算定あり 算定なし はい いいえ	計画報酬告示 別表の 4 の注 1, 2 留意事項通知 第 4 の 6	

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
		か。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての意 事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任 相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し て、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービ スの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上 等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事 業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支 援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等) による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従 事者研修の実習の受入を含む。)等を基幹相談支援セ ンターの職員と共同で実施していること。			
	☐ 加算(Ⅱ) 100 単位	(3) 主任相談支援専門員が行うべき事項 (2)-2 に加えて、次の体制が整備されていますか。 オ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事 業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支 援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等) による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従 事者研修の実習の受入を含む。)等)への主任相談支 援専門員の協力(ただし、市町村が基幹相談支援セン ターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を 担う機関が実施する取組への協力とする。)	はい いいえ		
	※主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業 所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所 の従業者に対しても、その資質の向上のため指導及び助言を実施した場合に加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか 一方のみ算定できます。 ※この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出る とともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 ※主任相談支援専門員は、その業務に支障がない場合、同一敷地内にある、指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所について、その職務を兼務しても差し支え ありません。				
71 入院時 情報連携 加算 計画	(1) 入院時情報連携加算を算定していますか。		算定あり 算定なし	計画告示 別表の5の注	留意事項通知 第4の7
	☐ 加算(Ⅰ) 300 単位	(2)-1 利用者が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は 同条第2項に規定する診療所(以下この点検表において「病 院等」という。)入院するに当たり、病院又は診療所を訪問し、 当該病院等の職員との面談により、当該利用者に係る必要 な情報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ		
		(2)-2 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について 記録を作成し、5年間保存していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅱ) 150 単位	(3)-1 利用者が病院等に入院するに当たり、(Ⅰ)以外の方法によ り、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情 報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ		
		(3)-2 情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録 を作成し、5年間保存していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。 ※「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家 族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいいます。 ※医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の 上、医療機関に提供することを基本とします。 ※当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所 と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行ってください。その際、入院時情報提供書は、当該重度 訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられますが、他の事業所が代表して作成した入院時情報 提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできません。				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
72 退院・退所 加算 計画	(1) 退院・退所加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の6の注 留意事項通知 第4の8	
	(2) 下記に掲げる者^(※)が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として300単位を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。 (※)下記に掲げる者 ・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7、第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第38、条第2項に規定する救護施設もしくは同、3項に規定する更生施設に入所していた利用者 ・病院等に入院していた利用者 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2、7項に規定する更生保護施設に収容されていた利用者又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62、3項もしくは第85、3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62、条第2項の救護もしくは同法第85、第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた利用者 ※病院もしくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をして利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 ※利用者に関する必要な情報とは、項目「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 ※退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回を限度に加算を算定できるものです。 ※退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合には、提供しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。	はい いいえ		
73 居宅介護 支援事業 所等連携 加算 計画	(1) 居宅介護支援事業所等連携加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の7の注 留意事項通知 第4の9	
	(2) 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間においては、次の(3)から(8)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれに定める単位数（それぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算していますか。 ※当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「雇用先事業所等」という。）へ引き継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、(3)から(8)に掲げるいずれかの業務を行った場合に加算するものです。 ※例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。 ※複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とします。 ※当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものです。 ※指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できませんが、(3)及び(6)の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等への情報提供に関しては、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能です。	はい いいえ		
	(3) 指定居宅介護支援事業所等への情報提供 指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力した場合 ※「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいいます。 ※「作成等に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいいます。 ※情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
	(4) 利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係） 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合 ※「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は利用者の居	はい いいえ 該当なし		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	宅等を訪問し、面接することを要します。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいいます。 ※面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。			
	(5) 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催 利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合	はい いいえ 該当なし		
	※会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。			
	(6) 雇用先事業所等への情報提供 雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合	はい いいえ 該当なし		
	※「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいいます。 ※「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を雇用先事業所等に対して説明を行った場合等をいいます。 ※情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。			
	(7) 利用者等への訪問による面接(利用者等の雇用関係) 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合	はい いいえ 該当なし		
	※「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要します。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいいます。 ※面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。			
	(8) 雇用先事業所等が開催する会議への開催 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合	はい いいえ 該当なし		
※会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。				
74 医療・ 保育・教育 機関等 連携加算 計画	(1) 医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の8の注 留意事項通知 第4の10	
	(2) 福祉サービス等提供機関と(3)から(5)に該当する連携を行った場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算していますか。	はい いいえ		
	【連携の対象機関】 医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しています。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となります。 ※利用者が利用する連携の対象機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うため、当該加算の算定場面に限らず、日常的な連絡調整に努めてください。 ※福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。 ※面談を行った又は情報の提供を受けた場合には、その相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。			
	(3) 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス事業者等を除く)の職員等と面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス(継続)利用支援を行った場合に、所定単位数に加算していますか。	はい いいえ 該当なし		
※会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としています。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましいです。 ※初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができません。				
(4) 利用者への通院同行 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。	はい いいえ 該当なし			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。 ※情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。			
	(5) 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定してください。 (一) 病院等、訪問看護事業所 (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関 ※(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。 ※病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。	はい いいえ 該当なし		
75 集中支援 加算	(1) 集中支援加算を算定していますか。 (2) 計画決定月及びモニタリング対象月以外において、次の(3)から(7)の業務を行った場合に1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算していますか。 ※定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻繁に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意してください。 ※連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいいます。 ※(3)から(5)に関しては、支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として算定してください。 ※指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できません。 ※合算して加算ができるため、例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。	算定あり 算定なし はい いいえ	計画報酬告示 別表の9の注 留意事項通知 第4の11	
	(3) 利用者等への訪問による面接 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合に加算していますか。 ※「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者をいいます。 ※「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要します。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいいます。 ※面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
	(4) サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合に加算していますか。 ※サービス担当者会議の開催に当たっては、計画相談支援基準に規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければなりません。 ※サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
	(5) 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合に加算していますか。 ※居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できません。 ※指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費の他に、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できません。 ※会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(6) 利用者への通院同行 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※単に利用者の病院等への通院に同行することの評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。 ※情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。	はい いいえ 該当なし		
	(7) 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※次の区分ごとにそれぞれ 1 月に 1 回を限度に算定してください。 (一) 病院等、訪問看護事業所 (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関 ※(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。 ※病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。	はい いいえ 該当なし		
76 サービス 担当者 会議実施 加算 計画	(1) サービス担当者会議実施加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の 10 の注 留意事項通知 第 4 の 12	
	(2) 継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。 ※継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 ※算定に当たっての留意事項 ・サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。 ・サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第 15 条第 2 項第 12 号に規定するとおりです。一項目「具体的取扱方針」の⑩を参照 ・医療・保育・教育機関等連携加算の「福祉サービス等提供機関の職員との面談等」を行い、加算を算定する場合、サービス担当者会議実施加算は算定できません。	はい いいえ		
	(3) サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存していますか。	はい いいえ		
77 サービス 提供時 モニタリング 加算 計画	(1) サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の 11 の注 留意事項通知 第 4 の 13	
	(2) 事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を当該事業所が訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。 ※継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。 ※障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能です。(一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね 1 時間を要する距離とし、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。)	はい いいえ		
	(3) サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録して 5 年間保存していますか。 ア 障害福祉サービス等の事業所等のサービスの提供状況 イ サービス提供時の利用者の状況 ウ その他必要な事項 ※1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件(相談支援員の場合は 19 件)を限度とします。 ※当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であつて、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。	はい いいえ		

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
78 行動障害 支援体制 加算 計画	(1) 行動障害支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の12の注 留意事項通知 第4の14	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者(以下「強度行動障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算していますか。 また、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認していますか。(なお、受給者証の記載(障害支援区分、利用サービス、加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することもできます。)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※加算(Ⅰ)を算定する場合、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理してください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきとも家庭庁長官が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第6号のイの③に規定する表(児基準)の合計点数が20点以上である児童)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も該当します。 ※強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。				
79 要医療 児者支援 体制加算 計画	(1) 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の13の注 留意事項通知 第4の15	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(対象医療的ケア児者)がいる場合に、全ての利用者に対して加算していますか。なお、利用者が対象医療的ケア児者等に該当するかについて、一定期間毎に確認していますか。(当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも可能です。)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行う、若しくは研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていますか。 また、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※医療的ケア児等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。				

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
80 精神障害者 支援体制 加算 <u>計画</u>	(1) 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の14の注 留意事項通知 第4の16	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算していますか。(当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも可能です。)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して前6月に指定計画相談支援を行う、若しくは研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていますか。 また、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(2)-3 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※精神障害者等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等を営む精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱別記1-17」に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18」に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※「保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること」とは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることです。 ※「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、「利用者が通院又は利用する」とは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることです。		はい いいえ		
81 高次脳機能 障害支援 体制加算 <u>計画</u>	(1) 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の14の2の注 留意事項通知 第4の17	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算していますか。 また、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認していますか。 ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウ その他医師の診断書等 (原則として主治医が記載したもの)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行う、若しくは研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていますか。また、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ) (3) 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。 ※高次脳機能障害者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。))に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものをいいます。 ※高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。			
82 ピアサポート体制加算 <u>計画</u>	(1)ピアサポート体制加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示別表の15の注 留意事項通知第4の18	
	(2)障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者と管理者、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定計画相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。	はい いいえ		
	※常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。			
	(3)上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ		
	(4)研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	はい いいえ		
	※ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、「ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである」という公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。			
83 地域生活支援拠点等相談強化加算 <u>計画</u>	(1)条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示別表の16の注 留意事項通知第4の19	
	※現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該地域定着支援事業者が地域報酬告示別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。			
	(2)運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。	はい いいえ		
	(3)当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。	はい いいえ		
	※当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 ※他の指定特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合において、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものです。 ※指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であり、かつ当該指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算は算定できません。			
84 地域体制強化共同支援加算 <u>計画</u>	(1)条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員又は相談支援員が利用者の同意を得て、利用者に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示別表の17の注 留意事項通知第4の20	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(2) 次のア又はイのいずれかに該当していますか。 ア 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 イ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 (3) 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び支援等を行った場合は、その内容を記録していますか。 また、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合に提出していますか。 ※当該加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的としています。当該加算対象事業所は、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 ※当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に算定するものです。協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意してください。 ※協議会に定期的に参画していることは、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることです。 ※当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定特定相談支援事業所の支援に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいです。 ※協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）」を参照してください。	はい いいえ はい いいえ		
85 遠隔地 訪問加算 計画	(1) 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、(2)に該当する加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 (2) 次に掲げる、対象となる加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 また、初回加算については、面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 (一) 初回加算 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が 3 か月を超える場合であって、3 か月が経過する日以後に月 2 回以上、利用者等に面接した場合 (二) 入院時情報連携加算 入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定する場合 (三) 退院・退所加算 (四) 居宅介護支援事業所等連携加算 ・利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月 2 回以上、利用者等に面接する場合 ・利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月 2 回以上、利用者等に面接する場合 (五) 医療・保育・教育機関等連携加算 ・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合 ・利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 (六) 集中支援加算 ・利用者等又は市町村等の求めに応じ、月 2 回以上、利用者等に面接する場合 ・利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※当該加算の算定に当たっては、300 単位に(2)の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定します。 ※初回加算については、(2)の(一)に該当する月数（3 を限度とする。）を算定回数としてください。 例）当該月数が 2 の場合、当該加算は 300 単位に 2 を乗じて 600 単位を算定	算定あり 算定なし はい いいえ	計画報酬告示 別表の 18 の注 留意事項通知 第 4 の 21	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(3) 当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関となっていますか。 ※当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものです。 ※一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道 1 時間を要する距離とし、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。	はい いいえ		

第 6 地域相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
86 基本的 事項 地域移行 地域定着	(1) 費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示 124 号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 (2) 費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示 539 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 (3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ はい いいえ はい いいえ	地域報酬告示第 1 号 地域報酬告示第 2 号	
87 情報公開 未報告 減算 地域移行 地域定着	情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数の 100 分の 5 を減算していますか。 【減算の適用要件について】⇒項目「情報の提供」を参照 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※災害等、報告できないやむを得ない事情がある場合は除く。	はい いいえ 該当なし	地域報酬告示別表第 1 の 1 注 5 別表第 2 の 1 注 6 留意事項通知第二 1(12)	
88 業務継続 計画 未策定 減算 地域移行 地域定着	業務継続計画について、感染症及び災害のいずれか又は両方が未策定の場合若しくは必要な措置を講じていない場合、所定単位数の 100 分の 1 を減算していますか。 業務継続計画(感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画)を策定し、計画に基づいた必要な体制の整備、措置を講じていない場合に、減算となります。 ⇒詳細は、項目「業務継続に向けた取り組みの強化」を参照 ※なお、義務化となった措置のうち、策定した計画の周知、研修・訓練の実施及び機動的な計画の見直しについては、未実施減算の算定要件ではありません。	はい いいえ 該当なし	地域報酬告示別表第 1 の 1 注 6 別表第 2 の 1 注 7 留意事項通知第二 1(13)	
89 虐待防止 措置 未実施 減算 地域移行 地域定着	障害者虐待防止措置を未実施の場合、所定単位数の 100 分の 1 を減算していますか。 ※適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければなりません。⇒詳細は、項目「虐待の防止」を参照 【減算の適用要件】 次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指します。 (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に(1 年に 1 回以上)開催していない場合 ※当該委員会は、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することも可能です。 ※身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認められることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとなして差し支えありません。 ※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成 28 年 11 月(令和 5 年 12 月一部改正)個人情報保護委員会)等を遵守してください。 (二) 虐待の防止のための研修を定期的に(1 年に 1 回以上)実施していない場合 (三) 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合	はい いいえ 該当なし	地域報酬告示別表第 1 の 1 注 7 別表第 2 の 1 注 8 留意事項通知第二 1(15)	
90 地域移行 支援 サービス費 地域移行	(1) 地域移行支援サービス費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める基準 ^(※) に適合するものとして市に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して地域移行支援(地域移行支援計画の作成等)を行った場合に算定していますか。 (※)次に掲げるいずれにも適合すること。(平成 30 年厚生労働省告示第 114 号) ① 事業所の従業者のうち、1 人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。 ② 事業所において地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において 3 人以上いること。 ③ 事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 ※地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものです。具体的な要件は以下のとおりです。 イ 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添 2 の 3 の(2)に規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。 ロ 当該事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、前年度に指定基準第 1、第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する施設(障害者支援施設等、救護施設等、刑事施設等)(以下「対象施設」という)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3 人以上であること。 ハ 対象施設と緊密な連携を図り、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。	はい いいえ	地域報酬告示別表第 1 の 1 の注 1、注 1 の 2、注 2 留意事項通知第三の 1(1)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(2) 地域移行支援サービス費(Ⅱ) 厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして市に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(1)に規定する①及び③の要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定していますか。 (3) 地域移行支援サービス費(Ⅲ) (1)、(2)以外の事業者が、利用者に対して、地域移行支援を行った場合は、1月につき算定していますか。 ※地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(1)、(2)に規定する要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に算定します。	はい いいえ はい いいえ		
	(4) 次のア又はイのいずれかに該当する場合に、地域移行支援サービス費を算定していませんか。 ア 地域移行支援計画の作成を行っていない場合(地域基準 20 条) イ 利用者との対面による支援を、1 月に 2 日以上行わない場合	はい いいえ		
91 地域生活支援拠点等機能強化加算 地域移行 地域定着	別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た地域移行支援事業所(地域定着支援事業所)が地域移行支援(地域定着)サービス費(Ⅰ)若しくは地域移行(地域定着)支援サービス費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に加算していますか。 (一)加算対象となる事業所 次のア又はイに該当する事業所で、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で1名以上配置されている事業所(拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。)が対象となります。 ア 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を一体的に運営している。 イ 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。 (二)拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができます。 ※拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について(令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参照してください。 (三)算定に当たっての留意事項 ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定します。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておいてください。 イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有してください。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和6年3月29日障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照してください。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の1の注4、 別表第2の1の注5	留意事項通知 第二の3(7)③、 第三の1(1)③、 2(4)
92 特別地域加算 地域移行	(1) 特別地域加算を算定していますか。 (2) 別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※対象者は受給者証にその旨が記載されます。 ※特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	算定あり 算定なし はい いいえ	地域報酬告示 別表第1の1の注3	留意事項通知 第二の2(1)⑮ 第三の1(2)
93 ピアサポート体制加算 地域移行	(1) 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 (2) 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)である地域移行支援従業者と管理者、地域移行支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 ※常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定障害児相談支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。	算定あり 算定なし はい いいえ	地域報酬告示 別表第1の1の2の注	留意事項通知 第二の3(7)⑤ 第三の1(3)

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(3) 上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていますか。 (4) 研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 ※ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるのではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、「ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである」という公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。	はい いいえ はい いいえ		
94 初回加算 地域移行	地域移行支援の利用を開始した月について 1 月につき所定単位数を加算していますか。 ※初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が 3 月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第 1 の 1 の 3 の注 留意事項通知 第三の 1(4)	
95 集中支援 加算 地域移行	(1) 集中支援加算を算定していますか。 (2) 利用者との対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか ※退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。	算定あり 算定なし はい いいえ	地域報酬告示 別表第 1 の 2 の注 留意事項通知 第三の 1(5)	
96 退院・退所 月加算 地域移行	(1) 退院・退所月加算を算定していますか。 (2) 利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、地域移行支援を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算していますか。 (3) 退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して 3 月以上 1 年未満の期間内に退院した者である場合には、更に 1 月につき所定単位数に追加して加算していますか。 ※退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも 2 日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。 ※翌月に退院、退所等をする日が確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月において算定できます。この場合に、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。 ※(3)については、利用者が精神科病院に入院した日から起算して 90 日以上 1 年未満の期間内に退院した場合に限り算定できます。 ※退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には、算定できません。 イ 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合 ロ 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ハ 死亡による退院又は退所の場合	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ	地域報酬告示 別表第 1 の 3 の注 留意事項通知 第三の 1(6)	
97 障害福祉 サービスの 体験利用 加算 地域移行	(1) 障害福祉サービスの体験利用加算を算定していますか。 □ 加算(Ⅰ) (2)ー1 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(項目 78(3)に定める場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 5 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算していますか。 □ 加算(Ⅱ) (2)ー2 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算していますか。 (3) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを市に届け出た地域移行支援事業所が、(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に、更に 1 日につき 50 単位を追加して加算していますか。 ※体験利用加算は、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ算定できるものです。また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものです。 ※体験利用加算については、15 日を限度として算定できますが、地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できます。 ※市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ はい いいえ 該当なし	地域報酬告示 別表第 1 の 4 の注 留意事項通知 第三の 1(7)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。 ※連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。			
98 体験宿泊 加算 地域移行	(1) 障害福祉サービスの体験利用加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 5の注 留意事項通知 第三の1(8)	
	☐ 加算(Ⅰ) (2)ー1 利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合に、15日を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅱ) (2)ー2 利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15日を限度として、体験宿泊加算(Ⅱ)として、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい いいえ		
	※体験宿泊加算は、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。 ※体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。 ※共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。 ※体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。 ※施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能です。体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。 ※体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。 なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。			
	(3) 体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、合計して15日を限度として算定していますか。	はい いいえ		
※地域移行支援の給付決定が更新された場合は、更新後に再度15日を限度として算定できます。				
(4) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市に届け出た地域移行支援事業所において、体験宿泊加算(Ⅰ)又は体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数にさらに50単位を加算していますか。	はい いいえ			
※地域生活支援拠点等については、項目「地域生活支援拠点等機能強化加算」を参照してください。				
99 居住支援 連携体制 加算 地域移行	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 6の注 留意事項通知 第二の3(7)⑫ 第三の1(9)	
	※利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければなりません。 ※「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応等に関する情報です。 ※「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守し、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意してください。 ※情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提出しなければなりません。 ※当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るし、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
100 地域居住 支援体制 強化推進 加算 地域移行	従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容及び住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容及び住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できます。 ※説明及び指導の内容及び住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告してください。 ※当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録してください。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録してください。 ※作成した記録は5年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 7の注 留意事項通知 第二の3(7)⑬ 第三の1(10)	
101 地域定着 支援 サービス費 地域定着	(1) 地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、1月につき所定単位数を算定していますか。 (2) 次の基準のいずれかを満たさない場合には、地域定着支援サービス費を算定していませんか。 ア 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（地域基準第42条第3項） イ 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（地域基準第43条2項）	算定あり 算定なし はい いいえ	地域報酬告示 別表第2の1の 注1 地域報酬告示 別表第2の1の 注3 留意事項通知 第三の2(1)	
102 緊急時 支援費 地域定着	(1) 緊急時支援費を算定していますか。 □ 加算(Ⅰ) (2)ー1 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 (2)ー2 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、上記(2)ー1に更に50単位を加算していますか。 ※一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。 ※一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できます。 ※市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域定着支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。 ※連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。 □ 加算(Ⅱ) (3) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※深夜（午後10時から午前6時までの時間）に電話による相談援助を行った場合に算定できます。 ※緊急時支援(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できません。 (4) 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録していますか。 ※利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ 該当なし	地域報酬告示 別表第2の1の 注2、2の2、2の 3 留意事項通知 第三の2(2)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
103 特別地域 加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※対象者は受給者証にその旨が記載されます。 ※特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	算定あり 算定なし	地域報酬告示別表第 2 の 1 の注 4 留意事項通知第二の 2(1)⑮ 第三の 2(3)	
104 地域生活 支援拠点 等機能強化加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た地域移行支援事業所が地域定着支援サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に加算していますか。 (一)加算対象となる事業所 次のア又はイに該当する事業所で、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で 1 以上配置されている事業所(拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。)が対象となります。 ア 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を一体的に運営している。 イ 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。 (二)拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができます。 ※拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について(令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参照してください。 (三)算定に当たっての留意事項 ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター 1 人当たり、1 月につき 100 回を上限として算定します。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておいてください。 イ 拠点機能強化事業所は、1 月に 1 回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有してください。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照してください。	算定あり 算定なし	地域報酬告示別表第 2 の 1 の注 5 留意事項通知第二の 3(7)③ 第三の 2(4)	
105 ピアサポート 体制加算 地域定着	(1) 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 (2) 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)である地域定着支援従業者と管理者、地域定着支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していますか。 ※常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定障害児相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとします。 (3) 上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていますか。 (4) 研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 ※ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、「ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである」という公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ はい いいえ	地域報酬告示別表第 2 の 2 の注 留意事項通知第二の 3(7)⑤ 第三の 2(5)	
106 日常生活 支援情報 提供加算 地域定着	精神科病院等に通院する利用者について、利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、従業者が、あらかじめ利用者の同意を得て、精神科病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指します。 ※「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 ※情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX 等)等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村から求めがあった場合は、提出しなければなりません。	はい いいえ	地域報酬告示別表第 2 の 3 の注 留意事項通知第二の 3(7)⑪ 第三の 2(6)	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
107 居住支援 連携体制 加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 ※利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければなりません。 ※「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応等に関する情報です。 ※「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守し、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意してください。 ※情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 ※当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るし、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。	はい いいえ	地域報酬告示 別表第 2 の 4 の注 留意事項通知 第二の 3(7)⑫ 第三の 2(7)	
108 地域居住 支援体制 強化推進 加算 地域定着	従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できます。 ※説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告してください。 ※当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録してください。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記録してください。 ※作成した記録は 5 年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第 2 の 5 の注 留意事項通知 第三の 2(8)	

第 7 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
109 基本的 事項 障害児	(1) 費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 126 号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	はい いいえ	障害児報酬 告示第 1 号	
	(2) 費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 128 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい いいえ		
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ	障害児報酬 告示第 2 号	
110 障害児 支援利用 援助費 障害児	(1) 次の基準を全て満たした上で、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定していますか。 ①障害児支援利用援助費 ア 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅等への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児基準第 15 条第 2 項第 6 号） イ 障害児支援利用計画案の障害児又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第 8 号及び第 11 号） ウ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第 9 号及び第 12 号） エ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 10 号） ②継続障害児支援利用援助費 オ 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第 3 項第 2 号） カ 障害児支援利用計画の変更について上記①の アからエに準じた手続の実施	はい いいえ	障害児報酬 告示別表の 1 の注 1 留意事項通知 (児童)第 4 の 1(1)～(3)	
	(2) 【(継続)障害児支援利用援助費】 利用者に対して、サービス利用支援を行った場合は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により 1 月につき所定単位数を算定していますか。 ア (継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ) 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者等の数 ^(※1) を当該事業所の相談支援専門員の員数 ^(※2) で除して得た数(以下「取扱件数」という)の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 (※1)当該事業所における計画相談支援対象障害者等の数は、1 月の当該事業所全体の障害児相談支援対象保護者等の数の前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下、「障害児相談支援対象保護者等の平均数」といいます。) (※2)当該事業所の相談支援専門員の員数(相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定)は前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下、「相談支援専門員の平均員数」といいます) イ (継続)障害児支援利用援助費(Ⅱ) 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。			
	※取扱件数の取扱いについて 取扱件数が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月における障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を適用する件数となります。 ※障害児支援利用援助費及び障害児支援利用援助費の割り当てについて 障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目(相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあつては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))以降の件数分について、障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)を割り当てます。なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者⇒指定障害児相談支援事業所の利用者のそれぞれ契約日が新しいものから順に割り当ててください。 ※継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて 対象者が不在であるなどにより当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助費の実施予定月の翌月となった場合であつて、市がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費(機能強化型も同様)を算定できます。			
	(3) 【機能強化型(継続)障害児支援利用援助費】 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 181 号)における要件を満たし基準に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、利用者の数を相談支援専門員で除して得た数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定していますか。 ☐ 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ) ☐ 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅱ) ☐ 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅲ) ☐ 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅳ)	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																																								
	機能強化型(継続)を算定する場合、次のア又はイの事業所は、それぞれの支援費を算定するために、次の表に掲げる要件に該当することが必要です。 ア 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所(※複数事業所が協同により体制を確保する場合) イ 上記ア以外の指定障害児相談支援事業所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(3)の付則番号</th><th colspan="2">機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(一)</th><th colspan="2">機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(二)</th><th colspan="2">機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(三)</th><th colspan="2">機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(四)</th></tr> <tr> <th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th><th>ア</th><th>イ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>2</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>3</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>4</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>5</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>6</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>10</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 【基本的取扱方針】 本報酬については、以下の基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図るよう留意してください。また、次のようなことが強く望まれます。 ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専任の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること ・協議会と連携や参画していること ※複数事業所が協同により体制を確保する場合 利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、要件を満たすことを可能とするものです。	(3)の付則番号	機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(一)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(二)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(三)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(四)		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1	●	●	●	●	●	●	●	●	2	●	●	●	●	●	●	●	●	3	●	●	●	●	●	●	●	●	4	●	●	●	●	●	●	●	●	5	●	●	●	●	●	●	●	●	6	●	●							7			●	●					8					●	●			9							●	●	10	●		●		●		●		11	●		●		●		●		12	●		●		●		●		13	●	●	●	●					14	●	●	●	●	●	●			15	●	●	●	●	●	●					
(3)の付則番号	機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(一)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(二)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(三)		機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(四)																																																																																																																																																					
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																																				
1	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
2	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
3	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
4	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
5	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																				
6	●	●																																																																																																																																																										
7			●	●																																																																																																																																																								
8					●	●																																																																																																																																																						
9							●	●																																																																																																																																																				
10	●		●		●		●																																																																																																																																																					
11	●		●		●		●																																																																																																																																																					
12	●		●		●		●																																																																																																																																																					
13	●	●	●	●																																																																																																																																																								
14	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																						
15	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																						
	-1 【留意事項伝達会議】 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。 ※以下のアからウの要件をいずれも満たすものでなければなりません。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものです。 ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めてください。 - a 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 - b 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針 - c 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 - d 保健医療及び福祉に関する諸制度 - e アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 - f 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 - g その他必要な事項 イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければなりません。 ウ 「定期的」とは、概ね週1回以上の頻度です。 ※なお、一体的に管理運営を行う事業所であって原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えありません。	はい いいえ																																																																																																																																																										
	-2 【現任研修修了者同行による研修】 新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 ※現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行ってください。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えありません。 ※一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要があります。	はい いいえ																																																																																																																																																										
	-3 【支援困難ケースの受入】 基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。	はい いいえ																																																																																																																																																										

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければなりません。			
-4	【事例検討会への参加】 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所または協議会が実施する事例検討会等に参加していますか。	はい いいえ		
-5	【取扱件数】 それぞれ取扱件数が 40 未満となっていますか。 ※印取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の（けいかくそうだんしえんたいしゅうしょうがいしゃなどの数の全 6 月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6 月の平均値で除して得た数とします。 ※当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとします。	はい いいえ		
-6	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※3 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-7	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※2 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 2 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-8	【人員配置要件】 常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※1 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-9	【人員配置要件】 専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が常勤かつ相談支援従事者現任研修を修了していますか。 ※同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。	はい いいえ		
-10	【人員配置要件】（複数事業所の協同体制の場合） 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していますか。	はい いいえ		
-11	【体制要件】（複数事業所の協同体制の場合） 複数事業所が協同により体制を確保している事業所の場合、以下の要件をいずれも満たしていますか。 ア 協同体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 イ 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。 ウ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等（テレビ電話装置等）を活用して行うことができる。）を月 2 回以上共同して実施していること。	はい いいえ		
-12	【事業所要件】（複数事業所の協同体制の場合） 次に掲げるうち、いずれかの要件を満たしていますか。 ☐ ア 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていること。 ☐ イ 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 ※一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限ります。 ※「拠点関係機関との連携体制を確保する」とは、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることです。 ※「協議会に定期的に参画している」とは、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	の報告等を行っていることです。 【経過措置】 令和9年3月31日までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、上記イの拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りず。 なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院様からの地域移行に関する事項について連携を図ってください。			
	-13 【24 時間の連絡体制】 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 ※営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があります。なお、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。	はい いいえ		
	-14 【協議会への参画】 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していますか。 ※具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行ってください。	はい いいえ		
	-15 【基幹相談支援センターによる取組への参画】 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していますか。 ※具体的には、次にあげのような、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力してください。 【基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組】 （平成18年8月1日 厚生労働省通知 障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1-3「相談支援事業実施要領」3の(1)のイの(イ)） ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 【経過措置】 令和9年3月31日までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとされています。なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定特定相談支援事業所等が想定されています。	はい いいえ		
	(4) 【離島等における特例】 特別地域に所在する事業所について、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合に、当該必要性について市が認めた場合は、県及び市と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めていますか。 ※特別地域に所在する事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例が規定されています。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めることが必要です。 ※一体的に管理運営する事業所の範囲 一体的に管理運営する事業所で機能強化型サービス利用支援費を算定する場合、特例の対象となる事業所については、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は同一都道府県内となります。 ※現任研修修了者の配置要件 人員配置要件として、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる事業所については、当該事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りず。 具体的には、現任研修修了者が定期的に当該事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいです。	はい いいえ		
	(5) 同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 ※障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。 ※通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
111 情報公開 未報告 減算 障害児	情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の5を減算していますか。 【減算の適用要件について】⇒項目「広告」の2を参照 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※災害等、報告できないやむを得ない事情がある場合は除く。	はい いいえ 該当なし	障害児報酬 告示別表の1の 注5	
112 業務継続 計画 未策定 減算 障害児	業務継続計画について、感染症及び災害のいずれか又は両方が未策定の場合若しくは必要な措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1を減算していますか。 業務継続計画(感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画)を策定し、計画に基づいた必要な体制の整備、措置を講じていない場合に、減算となります。 ⇒詳細は、項目「業務継続に向けた取り組みの強化」を参照 ※なお、義務化となった措置のうち、策定した計画の周知、研修・訓練の実施及び機動的な計画の見直しについては、未実施減算の算定要件ではありません。	はい いいえ 該当なし	障害児報酬 告示別表の1の 注6 留意事項通知 第二1(13)	
113 虐待防止 措置 未実施 減算 障害児	障害者虐待防止措置を未実施の場合、所定単位数の100分の1を減算していますか。 ※適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければなりません。⇒詳細は、項目「虐待の防止」を参照 【減算の適用要件】 次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算となります。 ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指します。 (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に(1年に1回以上)開催していない場合 ※当該委員会は、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することも可能ですが、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認められることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとなし差し支えありません。 ※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月(令和5年12月一部改正)個人情報保護委員会)等を遵守してください。 (二) 虐待の防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合 (三) 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合	はい いいえ 該当なし	障害児報酬 告示別表の1の 注7	
114 特別地域 加算 障害児	(1) 特別地域加算を算定していますか。 (2) 別に子ども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児の保護者に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※対象者は受給者証にその旨が記載されます。 ※特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬 告示別表の1 の注8	
115 地域生活 支援拠点 等機能強化加算 障害児	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。 (一)加算対象となる事業所 次のア又はイに該当する事業所で、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で1以上配置されている事業所(拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。)が対象となります。 ア 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を一体的に運営している。 イ 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。 (二)拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができます。 ※拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について(令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参照してください。 (三)算定に当たっての留意事項 ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定します。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の1の 注9	

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
	能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておいてください。 イ 拠点機能強化事業所は、1 月に 1 回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有してください。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和 6 年 3 月 29 日障発第 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照してください。				
116 利用者 負担上限 額管理 加算 障害児	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。		算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 2 の注 留意事項通知 第二の 2(1)⑧ 準用	
117 初回加算 障害児	(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官が定める基準^(※)に適合する場合は 1 月につき所定単位数を加算していますか。 (※)子ども家庭庁長官が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者にたいして指定障害児支援利用援助を行った場合 イ 指定障害児支援利用援助を利用する月の前 6 か月において障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 (2) 指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が 3 月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以降に、月に 2 回以上、当該障害児の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に 500 単位数に当該面接をした月の数(3 を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。(初回加算の算定月から前 6 月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合をのぞく。)		算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 3 の注 留意事項通知 (児童)第 4 の 5	
		※テレビ電話等を活用して面接を行う場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するように努めてください。			
118 主任 相談支援 専門員 配置加算 障害児	(1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。		算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 4 の注 1,2 留意事項通知 (児童)第 4 の 6	
□ 加算(Ⅰ) 300 単位		(2)-1 事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所となっていますか。⇒いいえの場合は、加算(Ⅰ)を算定できません。	はい いいえ		
		(2)-2 主任相談支援専門員が行うべき事項 次に掲げるアからエのいずれの要件も満たす体制が整備されていますか。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての意思事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導・助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。	はい いいえ		

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
	☐ 加算(Ⅱ) 100 単位	(3) 主任相談支援専門員が行うべき事項 (2)-2 のアからウに加えて、次の体制が整備されていますか。 オ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等)への主任相談支援専門員の協力(ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とします。)	はい いいえ		
	※主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のため指導及び助言を実施した場合に加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか一方のみ算定できます。 ※この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 ※主任相談支援専門員は、その業務に支障がない場合、同一敷地内にある、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所について、その職務を兼務しても差し支えありません。				
119 入院時情報 連携加算 障害児	(1)	障害児が医療法に規定する病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するにあたり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合に、入院時情報連携加算を算定していますか。	はい いいえ 該当なし	障害児報酬 告示別表の 5 の注 留意事項通知 (児童)第 4 の 7	
	☐ 加算(Ⅰ) 300 単位	(2)ー1 障害児通所支援を利用する障害児が、病院等に入院するに当たり、病院等へ出向いて当該病院等の職員との面談により、当該障害児に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ		
		(2)ー2 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録を作成し、5 年間保存していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅱ) 150 単位	(3)ー1 障害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、(Ⅰ)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ		
		(3)ー2 情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録を作成し、5 年間保存していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。 ※「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいいます。 ※医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とします。				
120 退院・退所 加算 障害児	(1)	退院・退所加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 6 の注	
	(2)	下記に掲げる障害児(※)が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)に、サービス利用支援費の算定に併せて、入院、入所等の開始から退院、退所までの間において、3 回を限度として 300 単位を加算していますか。 (※) ・児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)もしくは障害者支援施設に入所していた障害児 ・病院等に入院していた障害児 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院法第 3 条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第 2、7 項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児 ・法務省設置法第 15 条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第 62、3 項もしくは第 85、3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62、条第 2 項の救護もしくは同法第 85、第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児	はい いいえ	留意事項通知 (児童)第 4 の 8	
	※初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 ※障害児及びその家族に関する必要な情報とは、項目「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容をいいます。 ※退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて、当該入院、入所の開始から				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	退院、退所までの間において3回を限度に加算を算定できるものです。 ※退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合、別途記録の作成を行う必要はありません。			
121 保育・教育等移行支援加算 障害児	(1) 保育・教育等移行支援加算を算定していますか。 (2) 障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(3)から(5)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれに定める所定単位数を加算していますか。 ※これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加算するものです。 ※障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につきそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。 例）障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。 ※複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回です。 ※指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できませんが、(3)については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能です。	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬 告示別表の7 の注 留意事項通知 (児童)第4の9	
	(3) 関係機関への情報提供 関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合に、所定単位数を加算していますか。 ※「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものです。 ※「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいいます。 ※ 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
	(4) 障害児等への訪問による面接 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合に、所定単位数を加算していますか。 ※「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することが必要です。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めてください。 ※面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
	(5) 関係機関が開催する会議への参加 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合に、所定単位数を加算していますか。 ※会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし		
122 医療・保育・教育機関等連携加算 障害児	(1) 医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。 (2) 福祉サービス等提供機関と(3)から(5)に該当する連携を行った場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算していますか。 【連携の対象機関】 具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となります。 ※医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については障害児通所支援事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しています。 ※障害児が利用する連携の対象機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うため、当該加算の算定場面に限らず、日常的な連絡調整に努めてください。 ※福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。 ※面談を行った又は情報の提供を受けた場合には、その相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬 告示別表の8 の注 留意事項通知 (児童)第4の10	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	(3) 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス事業者等を除く)の職員等と面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス(継続)利用支援を行った場合に、所定単位数に加算していますか。 ※会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としています。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に係る者や支援関係者が参加するように努めることとしているため、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報を受ける場合も、当該加算の算定が可能です。ただし、この場合は、サービス担当者会議実施加算の算定はできません。 ※初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができません。	はい いいえ 該当なし		
	(4) 利用者への通院同行 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※単に障害児の病院等への通院に同行することの評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。 ※情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。	はい いいえ 該当なし		
	(5) 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定してください。 (一) 病院等、訪問看護事業所 (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関 ※(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。 ※病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。	はい いいえ 該当なし		
123 集中支援 加算 障害児	(1) 集中支援加算を算定していますか。 (2) 計画決定月及びモニタリング対象月以外において、次の(3)から(7)の業務を行った場合に1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算していますか。 ※定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻繁に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意してください。 ※連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいいます。 ※(3)から(5)に関しては、支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として算定してください。 ※指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できません。 ※合算して加算ができるため、例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬 告示別表の9 の注 留意事項通知 (児童)第4の11	
(3) 障害児等への訪問による面接 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合に加算していますか。 ※「障害児相談支援対象保護者等又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいいます。 ※「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要します。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。 ※面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	はい いいえ 該当なし			
(4) サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合に加算していますか。 ※サービス担当者会議の開催に当たっては障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しな	はい いいえ 該当なし			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	ければなりません。 ※サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。 (5) 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合に加算していますか。 ※保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できません。 ※入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定している場合は、当該加算は算定できません。 ※会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければなりません。 (6) 利用者への通院同行 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※単に障害児の病院等への通院に同行することの評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。 ※情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。 (7) 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合に、所定単位数に加算していますか。 ※次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定してください。 (一) 病院等、訪問看護事業所 (二) 以外の福祉サービス等提供機関 ※(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。 ※病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。	はい いいえ 該当なし はい いいえ 該当なし はい いいえ 該当なし		
124 サービス担当者会議実施加算 障害児	(1) サービス担当者会議実施加算を算定していますか。 (2) 継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。 ※サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。 ※医療・保育・教育機関等連携加算の(3)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。 (3) サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存していますか。	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ	障害児報酬 告示別表の10 の注 留意事項通知 (児童)第4の12	
125 サービス提供時モニタリング加算 障害児	(1) サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。 (2) 当該事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を事業所が訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び提供状況等を記録した場合に、障害児1人につき1回を限度として100単位を加算していますか。 ※継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。 ※障害児通所支援の提供場所が特別地域に所在し、かつ、障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては訪問に代えて、テレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能です。(一定の距離については、障害児通所支援の提供場所への訪問に片道概ね1時間を要する距離とし、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。)	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬告示別表の11 の注 留意事項通知 (児童)第4の13	

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
	(3) 支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録して5年間保存していますか。 ア 障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況 イ 支援提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項		はい いいえ		
	※1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件(相談支援員は19件)を限度とし、限度を超える数については算定しません。 ※当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。				
126 行動障害 支援体制 加算 <u>障害児</u>	(1) 行動障害支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の12 の注 留意事項通知 (児童)第4の14	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 児童の判定基準の合計点数が20点以上である障害児(以下「強度行動障害を有する児」という。)がいる場合に、全ての障害児の保護者に対して加算していますか。 また、強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認していますか。(なお、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することもできます。)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して、前6月に障害児相談支援を行っていますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※加算(Ⅰ)を算定する場合、強度行動障害を有する児に対する障害児相談支援の実施状況について管理してください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定計画相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者(障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者)又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当します。 ※強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、行動障害を有する児への支援を現に実施している又は適切に対応できる体制を評価しているため、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることが必要です。 ※強度行動障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。				
127 要医療 児者支援 体制加算 <u>障害児</u>	(1) 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定していますか。		算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の13 の注 留意事項通知 (児童)第4の15	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象障害児に医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(対象医療的ケア児者)がいる場合に、全ての保護者に対して加算していますか。 また、対象医療的ケア児者等に該当するかについて、一定期間毎に確認していますか。(当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも可能です。)	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して前6月に、障害児相談支援を行う、若しくは同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っていますか。 また、対象医療的ケア児に対する障害児相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※医療的ケア児等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。				

項目	点検のポイント		点検	根拠法令等	確認書類等
	※医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。				
128 精神 障害者 支援体制 加算 障害児	(1)	精神障害者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかを算定していますか。	算 定 あり 算 定 なし	障害児報酬 告示別表の 14 の注 留 意 事 項 通 知 (児童)第4の16	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者に児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童がいる場合に、全ての支援対象者に対して加算していますか。（当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも可能です。）	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して前6月に、精神障害のある児童に対して障害児相談支援を行う、若しくは研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っていますか。 また、精神障害のある児童に対する、障害児相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		
		(2)-3 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		
	※加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかのみ算定できます。 ※精神障害を有する児童のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての障害児に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活をする精神障害を有する児童に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害を有する児童へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※精神障害を有する児童の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※「保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること」とは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることです。 ※「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、「障害児が通院又は利用する」とは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることです。				
129 高次 脳機能 障害支援 体制加算 障害児	(1)	高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかを算定していますか。	算 定 あり 算 定 なし	障害児報酬 告示別表の 14の2の注 留 意 事 項 通 知 (児童)第4の17	
	☐ 加算(Ⅰ)	(2)-1 支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算していますか。 また、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認していますか。 ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書 イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウ その他医師の診断書等 （原則として主治医が記載したものであること）	はい いいえ		
		(2)-2 研修を修了した相談支援専門員により、前6月に、高次脳機能障害児に対して障害児相談支援を行う、若しくは研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っていますか。 また、高次脳機能障害児に対する障害児相談支援の実施状況について管理していますか。	はい いいえ		
	☐ 加算(Ⅰ) ☐ 加算(Ⅱ)	(3) 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。 ※高次脳機能障害児のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができます。 ※当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(高次脳機能障害者)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものをいいます。 ※高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。			
130 ピアサポート 体制加算 障害児	(1) 以下の(2)から(4)の要件を満たした上でピアサポート体制加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 15 の注 留意事項通知 (児童)第4の18	
	(2) 都道府県又は又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した、次のア及びイの者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 ア 障害者又は障害者であったと市が認める者(以下この項で「障害者等」という。)であって、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定障害児相談支援に従事する者 イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定障害児相談支援に従事する者 ※常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。	はい いいえ		
	(3) 上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ		
	(4) 研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 ※ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、「ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである」という公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。	はい いいえ		
131 地域生活 支援拠点 等相談 強化加算 障害児	(1) 条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下「要支援児」という。)が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合に、当該障害児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できます。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 16 の注 留意事項通知 (児童)第4の19	
	(2) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていますか。	はい いいえ		
	(3) 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。 ※当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。	はい いいえ		
132 地域体制 強化共同 支援加算 障害児	(1) 条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員又は相談支援員が障害児の保護者の同意を得て、障害児に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 17 の注 留意事項通知 (児童)第4の20	
	(2) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていますか。	はい いいえ		
	(3) 当該加算の対象となる会議を行った場合は、会議開催の目的、出席者、会議の具体的な内容等を記録し、5年間保存していますか。 <参考> 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」(平成30年3月30日付障障発0330第3号 厚生労働省社会・援護局)	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	障害保健福祉部障害福祉課長通知) ※当該加算は、指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的としています。当該加算対象事業所は、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 ※当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に算定するものです。協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意してください。 ※協議会に定期的に参画していることは、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることです。 ※当該加算は、支援が困難な障害児に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものです。 ※協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)」を参照してください			
133 遠隔地 訪問加算 障害児	(1) 対象障害児の居宅、病院等、児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、(2)に該当する加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 (2) 次に掲げる、対象となる加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 また、初回加算については、面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 (一) 初回加算 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であって、3月が経過する日以後に月2回以上、障害児等に面接した場合 (二) 入院時情報連携加算 入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定する場合 (三) 退院・退所加算 (四) 保育・教育等移行支援加算 ・障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合 (五) 医療・保育・教育機関等連携加算 ・福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等事業者を除く)の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合 ・障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合 (六) 集中支援加算 ・障害児等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、障害児等に面接する場合 ・障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合 ※当該加算の算定に当たっては、300単位数に(2)の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定します。 ※初回加算については、(2)の(一)に該当する月数(3を限度とする。)を算定回数としてください。 例) 当該月数が2の場合、当該加算は300単位数に2を乗じて600単位数を算定 (3) 当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅その他機関となっていますか。 ※当該加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものです。 ※一定の距離については、障害児の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とし、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ	障害児報酬 告示別表の18 の注 留意事項通知 (児童)第4の21	